

介護保険における住宅改修

実務解説

平成30年5月改訂版

介護保険における住宅改修・実務解説

目 次

1. 介護保険制度の概要と住宅改修の基本	
(1) 介護保険制度とは	3
(2) 介護保険のしくみ	4
(3) 住宅改修工事の検討事項	6
2. 介護保険において住宅改修費の支給対象となる住宅改修 の工事種別	
(1) 住宅改修の種類	7
(2) 住宅改修費の支給対象となる工事種別	9
3. 支給限度基準額について	
(1) 支給限度基準額	15
(2) 住宅改修の支給可能額算定の例外に係る 取扱いについて	15
4. 住宅改修費の支給申請	
(1) 住宅改修費の支給を受けるには	19
(2) 事前申請に必要な書類	19
(3) 事後申請に必要な書類	22
5. 介護保険における福祉用具	24
 参考資料	
Q&A	27
介護保険法（抜粋）	38
介護保険法施行規則（抜粋）	40
告示	42
通知	45
書式例	57

はじめに

本書は、住宅改修費の支給申請等に係る実務的な側面を中心に解説したものです。介護保険の支給対象となる住宅改修についてはその工事種別や支給限度額、申請手続等が定められていますが、これらを熟知していないと、被保険者の住宅改修についての要望に十分に答えることができません。

本書では、これらを図やイラストを使って分かり易く解説し、また、申請に係る工事費内訳書等の書式例も用意して、実務の現場で役立つようつくられています。

住宅改修事業者はもちろん、介護支援専門員を始め、福祉・医療関係者にも、幅広く活用していただければ幸いです。

なお、本書は必要に応じて随時改訂しておりますが、最新版は当財団ホームページにおいてすべてダウンロードできるようにしておりますので、こちらもあわせてご活用ください。

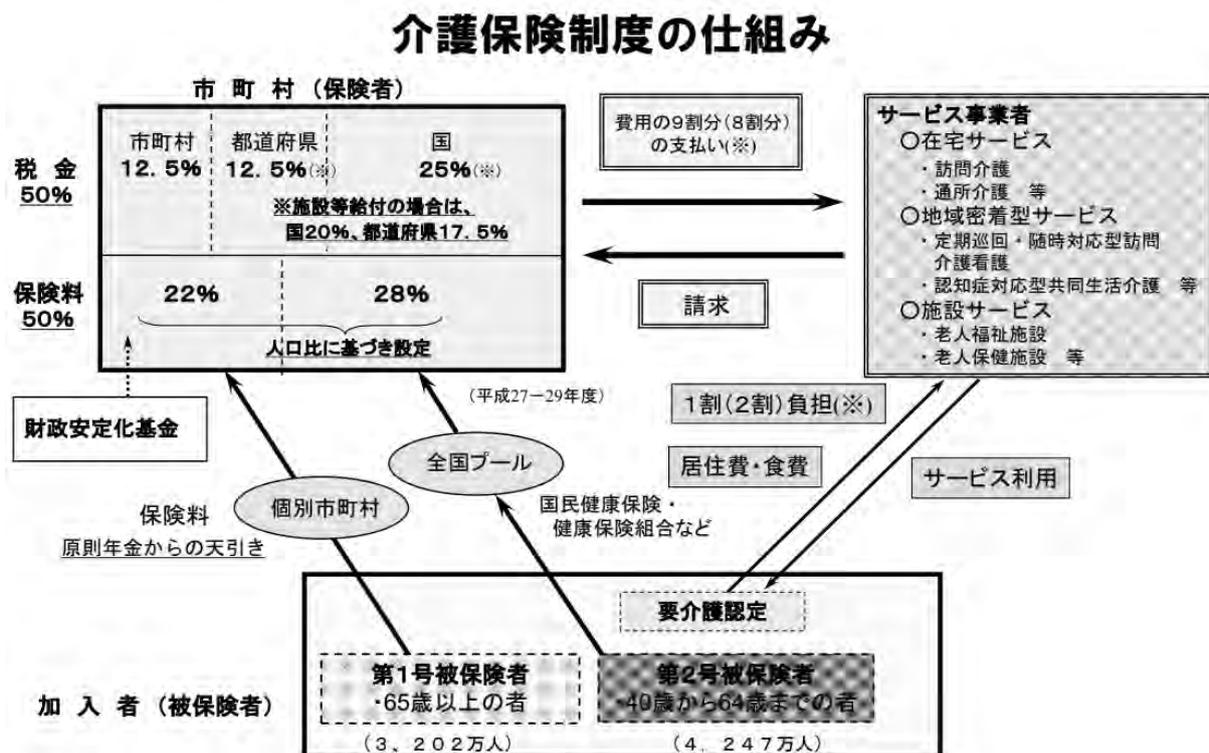
(当財団ホームページ <http://www.chord.or.jp>)

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

1. 介護保険制度の概要と住宅改修の基本

(1) 介護保険制度とは

介護保険制度は、平成12年（2000年）に施行された国の社会保障制度です。それ以前の老人福祉制度は、市区町村が介護サービスを提供する「措置」でした。また、老人医療では介護を理由とする長期入院の問題が発生するなど、これまでの老人福祉や老人医療の制度が限界に達し、要介護者の増加や介護期間の長期化、核家族化や介護者の高齢化などの諸問題に取り組むために、社会全体で支える体制が必要になりました。そこで制度化された介護保険は、利用者本人の選択によりサービスを受けられる、給付と負担の関係が明確な社会保険制度を採用しました。その目的は、高齢者の自立した生活を支えることであり、介護が必要になっても地域で安心して暮らせることを目指しています。



(注) 第1号被保険者の数は、「平成25年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成25年度末現在の数である。

第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護保険給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成25年度内の月平均値である。

(※) 一定以上所得者については、平成27年8月以降、費用の8割分の支払い及び2割負担、また、平成30年8月以降、費用の7割分の支払い及び3割負担となる。

(2) 介護保険のしくみ

介護保険は、40歳以上の方が加入し、市区町村ごとに決められた介護保険料を納めます。介護の必要な方が費用の一部を負担することにより様々な介護サービスを受けることができます。地域包括支援センターが中核を担い、高齢者の住み慣れた地域での暮らしを支えるしくみになっています。

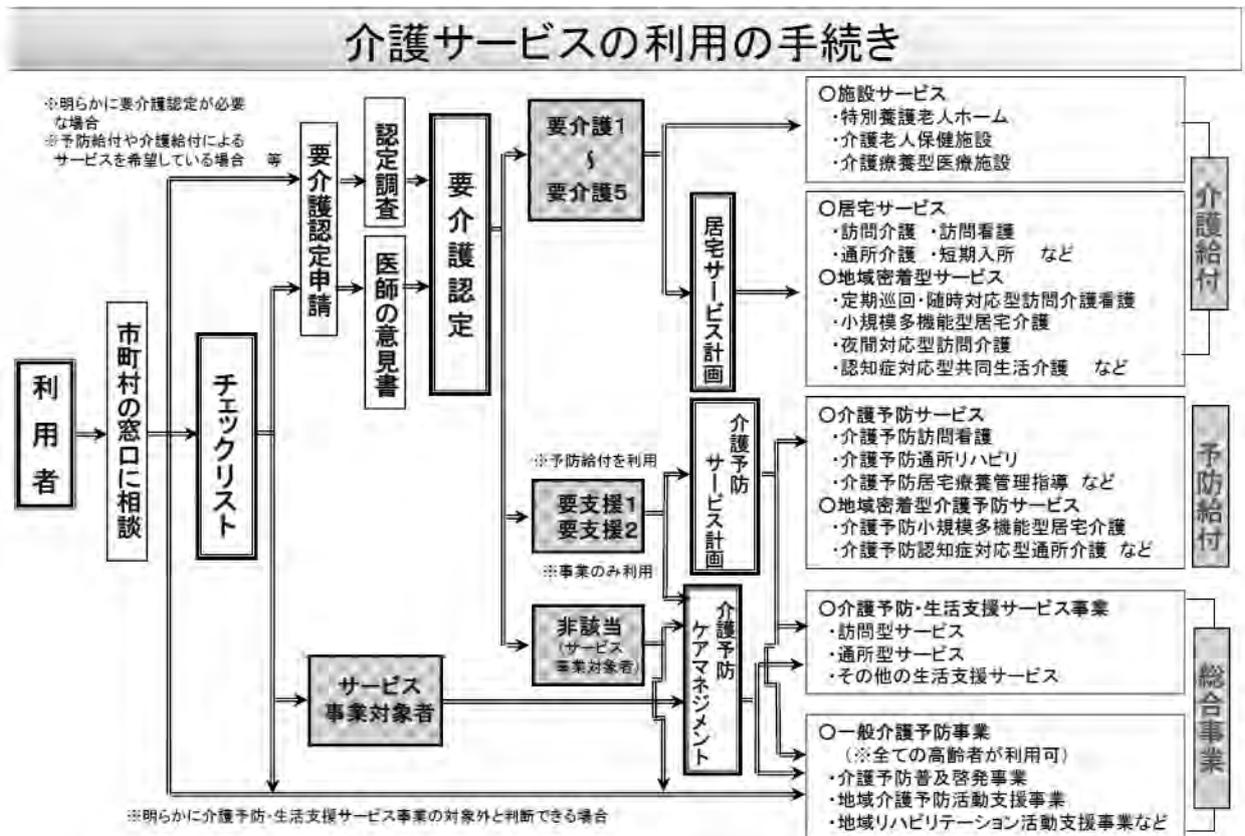
介護保険の財源は、半分が加入者の保険料、残り半分は国や市区町村の税金など公費で賄われます。

介護保険の加入者は、年齢により2種類の被保険者に分かれます。

◇第1号被保険者（65歳以上の者）・・・介護や支援が必要と認定された場合に介護サービスを利用できます。

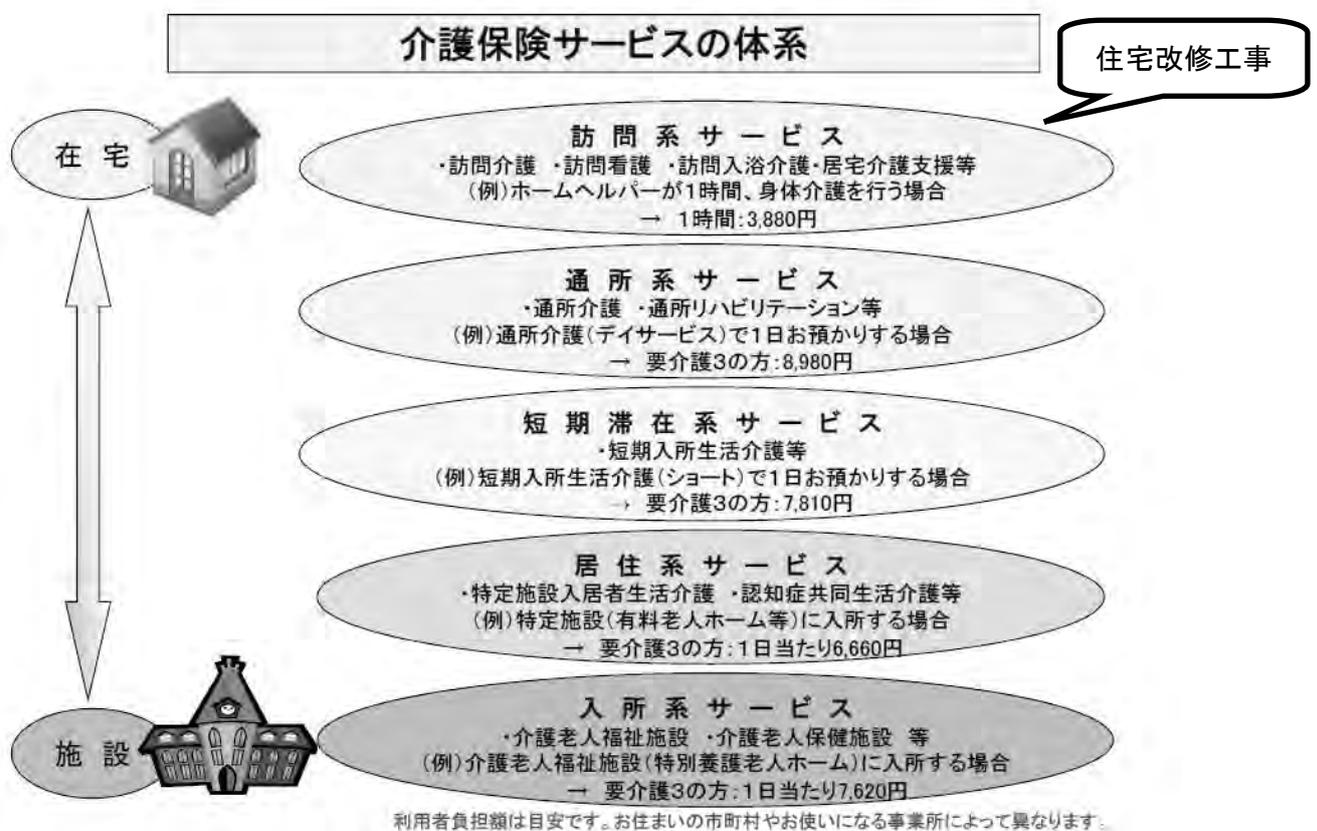
◇第2号被保険者（40歳～64歳で医療保険加入者）・・・介護保険で対象となる疾病（特定疾病16種類）が原因で要介護認定を受けた場合に、介護サービスを利用できます。

介護サービスを受けるには、居住地の市区町村の窓口（保険者）に要介護認定の申請を行います。介護状態の判定の為に調査を行い、判定が通知される約1ヶ月後に介護状態の程度によりランク分けがされます。



要介護認定を受けると介護サービスを利用できるようになり、ケアマネージャーが当事者にあつた介護（ケア）プランを作成します。介護プランが決まると、サービスを請け負うサービス提供事業者と加入者が契約し、介護サービスが開始されます。そのなかの一つに住宅改修工事があつります。

介護保険の介護サービスは、生活援助や身体介護など、自宅での介護や施設での介護となります。介護サービスを受けた加入者は、かかる費用の一部を自己負担します。自己負担割合は、加入者の収入により1割または2割負担となります。（平成30年8月からは3割負担も開始されます）また、要介護度により利用限度額が決められており、限度額を超えてサービスを受けた場合の超過分は全額（10割）自己負担となります。



介護プランにおいて住宅改修工事も計画されます。従って、プランや「工事が必要な理由書」により工事の目的を把握したうえで、適宜適切な工事の計画、ケアマネージャーを含めた当事者や家族との合意、保険者窓口との必要な協議などを踏まえて工事実施を行うこととなります。

(3) 住宅改修工事の検討事項

介護保険制度での住宅改修費は、あくまでもご利用者本人に対して支払われる保険金であり、家屋改修工事費の補助金ではない。また、一定のルールに沿って手続きが行われるべき制度であるため、各種の要件や現況の確認を怠らないように注意してください。

以下のチェックリストで、介護保険が適正に利用できるかを確かめてみましょう。

✓	確認事項	備考
1	工事を行うことでケアプラン（生活目標、課題解決）の目的を果たすことができる	保険利用の適正を確認
2	ケアマネージャーが作成する「工事が必要な理由書」の記載内容を確認した	理由書と施工の整合性確認
3	計画している工事内容は、介護保険の対象種目である（対象外の工事は別見積りにしている）	不明点は保険者に問合せ
4	改修費支給限度額（過去に支給を受けている場合は残額）と自己負担割合を被保険者と確認している	負担割合は毎年更新される
5	支給限度額上限まで使い切ることなく、現在の必要に応じた内容での工事計画にしている	限度額を小分けにして利用
6	夫婦世帯等で二人分の支給限度額を利用するとしても、個別に計画と工事見積りを作成している	複数者合算は認められない
7	3段階リセット（後述）の対象かどうか、過去、初回の工事施工時点の介護度を確認した	保険者への問い合わせが確実
8	改修後の予定の状態が事前確認できるよう、鮮明な写真や寸法記入された図面を整えている	事後写真の角度を意識する
9	見積書内訳には、部材や施工量の数量を記載しており、「一式」での表示は少なくなっている	予定数量は明確にする
10	退院前の施工や施工途中のやむをえない仕様変更など、特例的な事項については保険者窓口と緊密な連絡、相談を行っている（事前申請、承諾書到着の後）	事後申請で認められない場合がある
11	賃借住居の場合、賃貸借契約書の写し又は家主のよる承諾書等、保険者が指定する書類を整えている	家主への無断工事は厳禁
12	着工前にケアマネージャー等の関係者に内容や施工日程などの連絡、報告を行っている	関連職種との連携

2. 介護保険において住宅改修費の支給対象となる住宅改修の工事種別

(1) 住宅改修の種類

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の工事種別は、次のとおりとなっています。

1) 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するものです。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。なお、用具貸与告示第7項に掲げる「手すり」に該当するものは除きます。

平成11年3月厚生省告示第95号
(住宅改修告示)

平成11年3月厚生省告示第93号
(用具貸与告示)

2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されます。

ただし、用具貸与告示第8項に掲げる「スロープ」または用具購入告示第3項第5号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれます。

平成11年3月厚生省告示第93号
(用具貸与告示)

平成11年3月厚生省告示第94号
(用具購入告示)

また、昇降機、リフト、段差解消機等、動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれます。

3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷きから板製床材やビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されます。

※居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、畳敷きから畳敷き(転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。)への変更や板製床材等から畳敷きへの変更についても認められる。

平成29年7月3日

全国介護保険担当課長会議資料
(平成29年介護保険制度の改正等に関するFAQ)

4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自

動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、保険給付の対象となりません。

※平成 21 年 4 月 10 日より、「引き戸等の新設」が「引き戸等への扉の取替え」に含まれ、給付対象となりました（引き戸等の新設により、扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合）。

平成 21 年 4 月 10 日

老振発第 0410001 号

（厚生労働省老健局振興課長通知）

5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的ですが、用具購入告示第 1 項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれます。

平成 11 年 3 月厚生省告示第 94 号

（用具購入告示）

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能等への付加は含まれません。

平成 27 年 3 月 27 日

老振発 0327 第 1 号

（厚生労働省老健局振興課長通知）

さらに、非水洗和式便器から水洗式洋式便器または簡易水洗洋式便器に取替える場合は、水洗化または簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は、保険給付の対象外となります。

6) その他 1) から 5) の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

その他住宅改修告示第 1 号から第 5 号までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられます。

①手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

②段差の解消

浴室の床段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

③床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補強や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

④扉の取替え

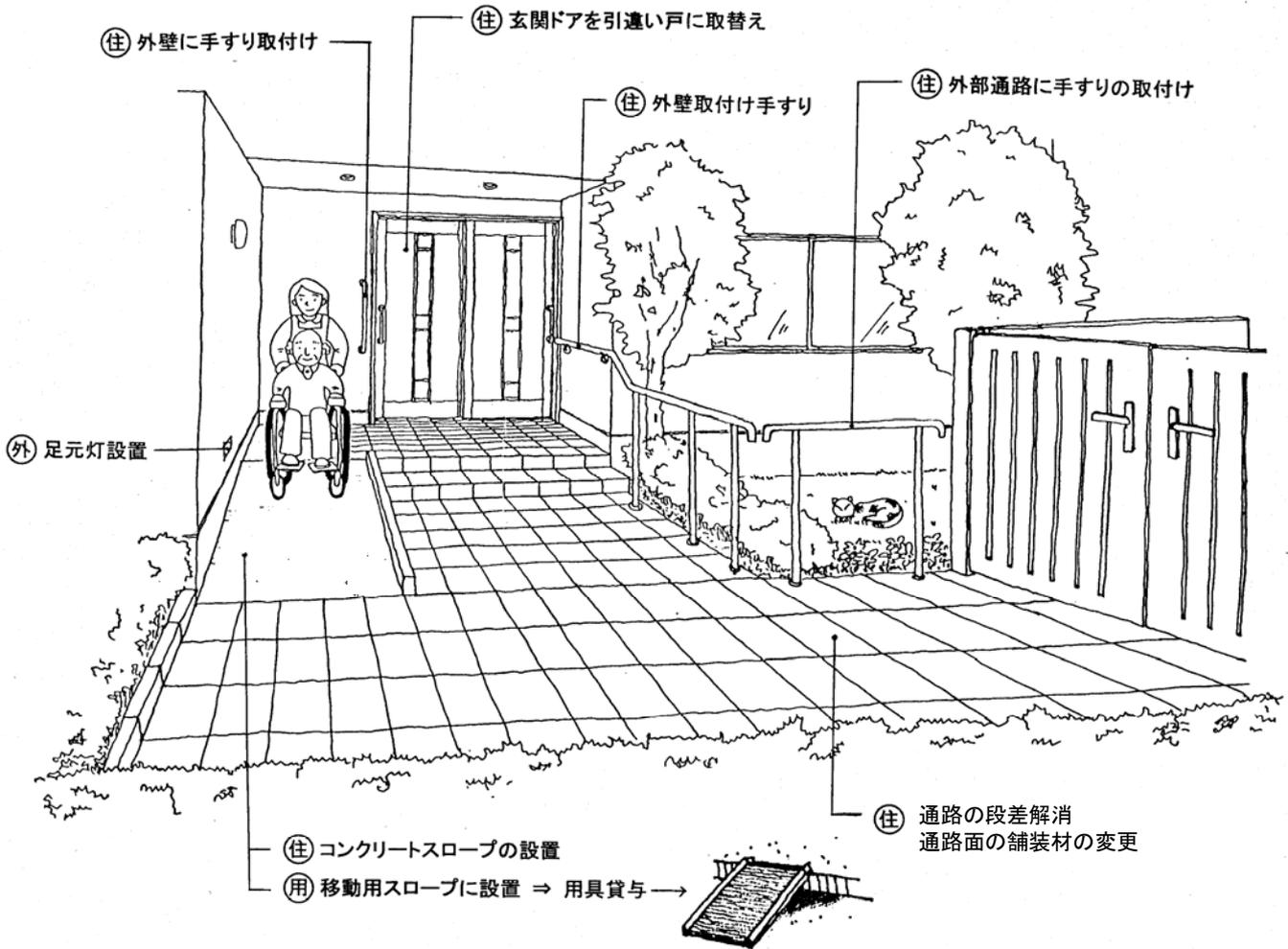
扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事

⑤便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更

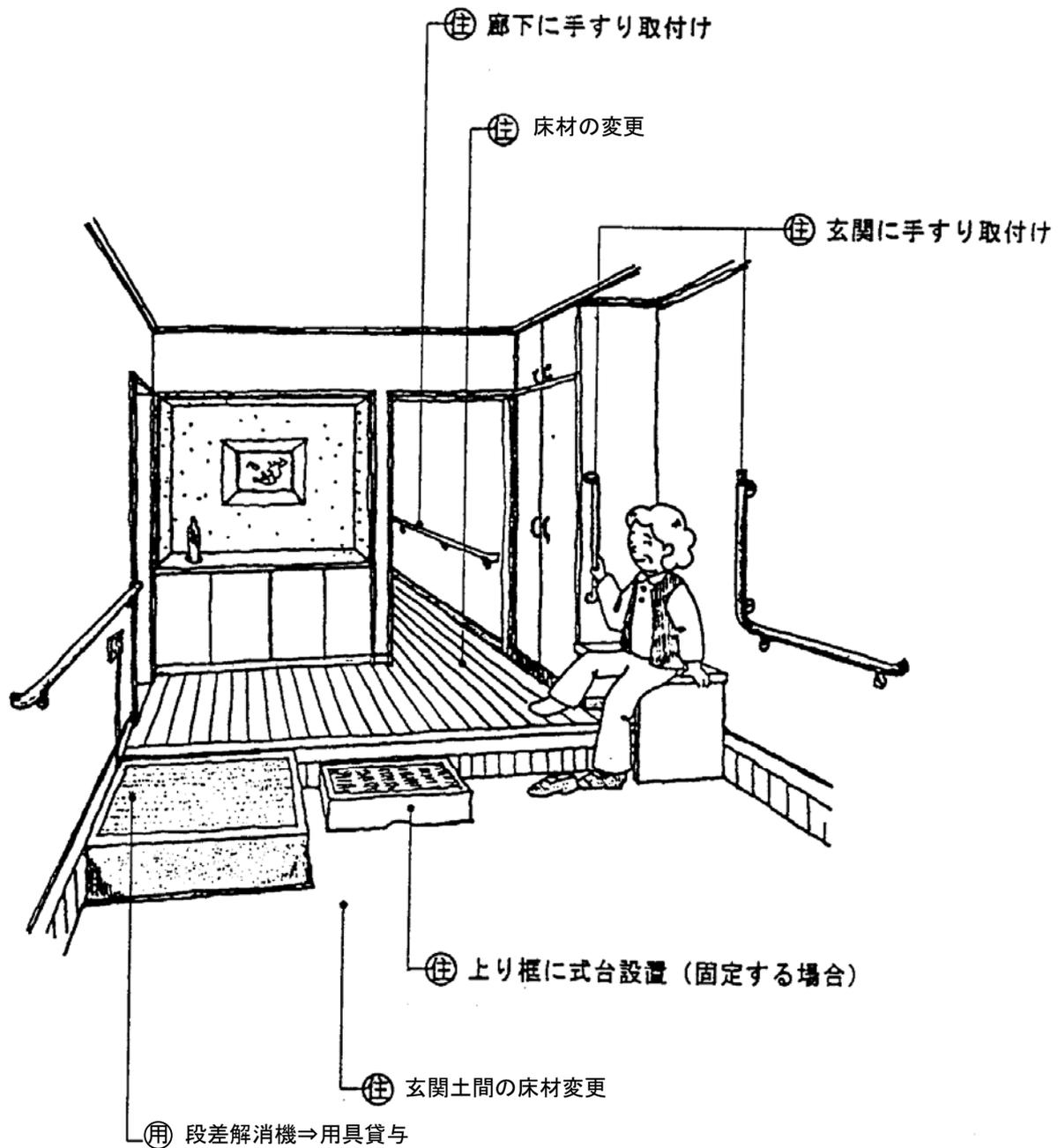
(2) 住宅改修費の支給対象となる工事種別

外部



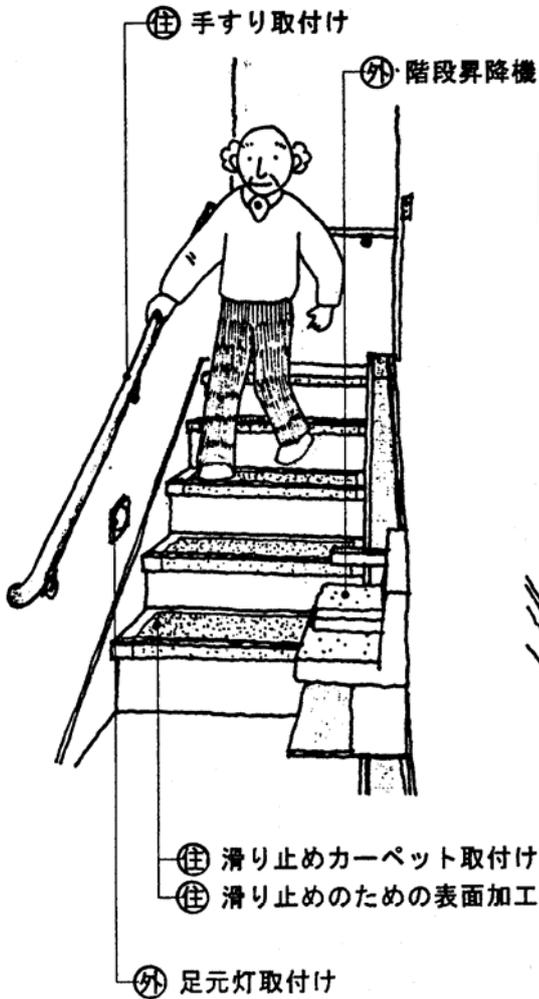
- ① 住宅改修
- ② 福祉用具貸与または購入
- ③ 支給対象外

玄関

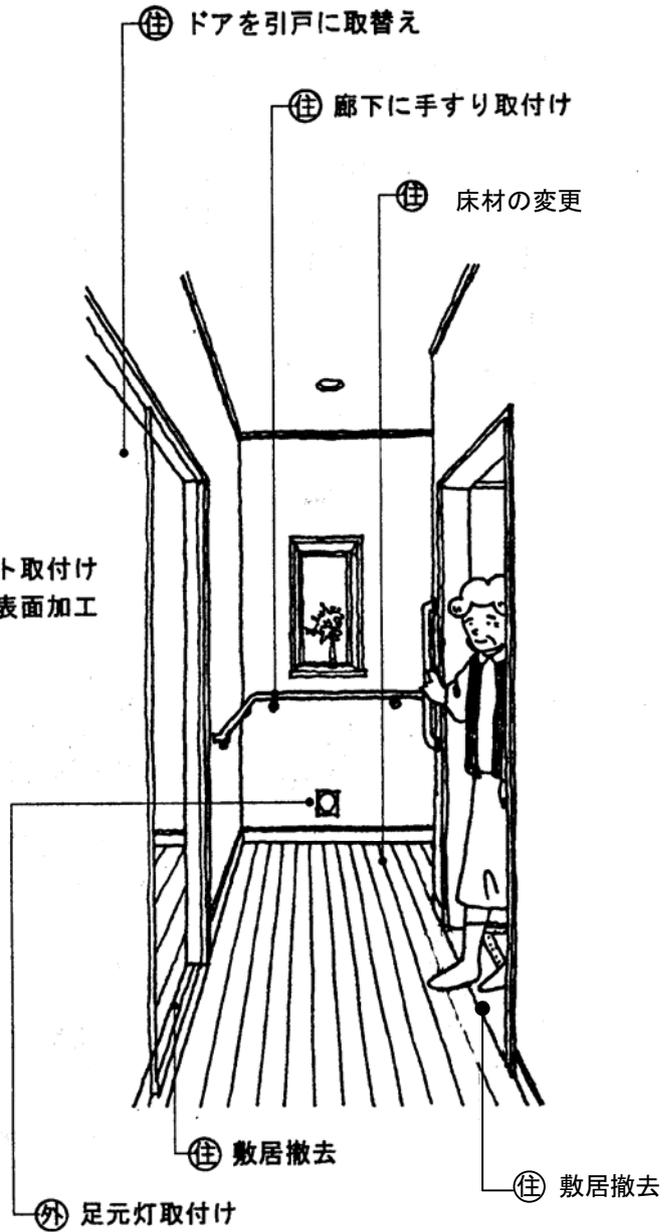


- ① 住宅改修
- ② 福祉用具貸与または購入
- ③ 支給対象外

階段

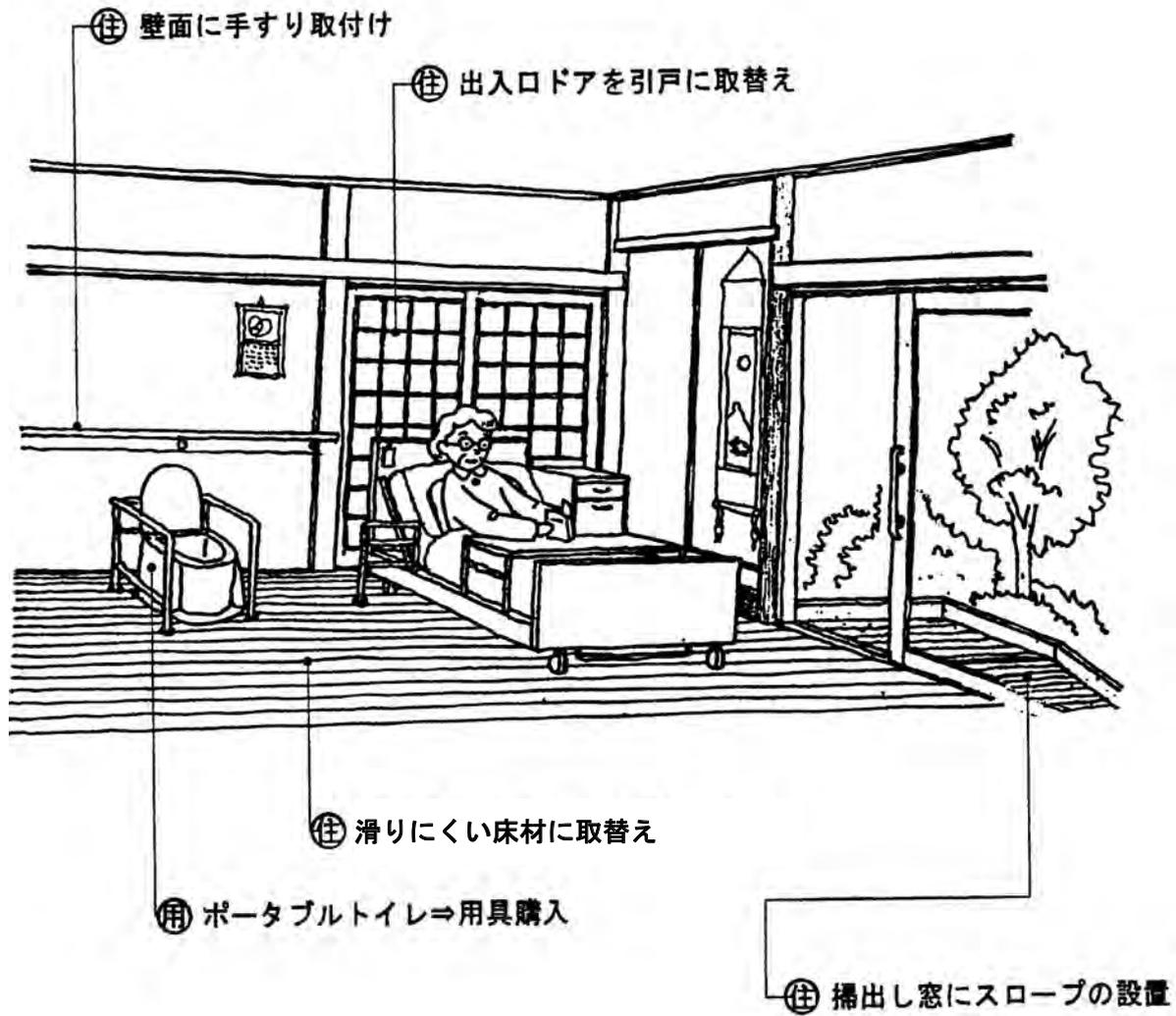


廊下



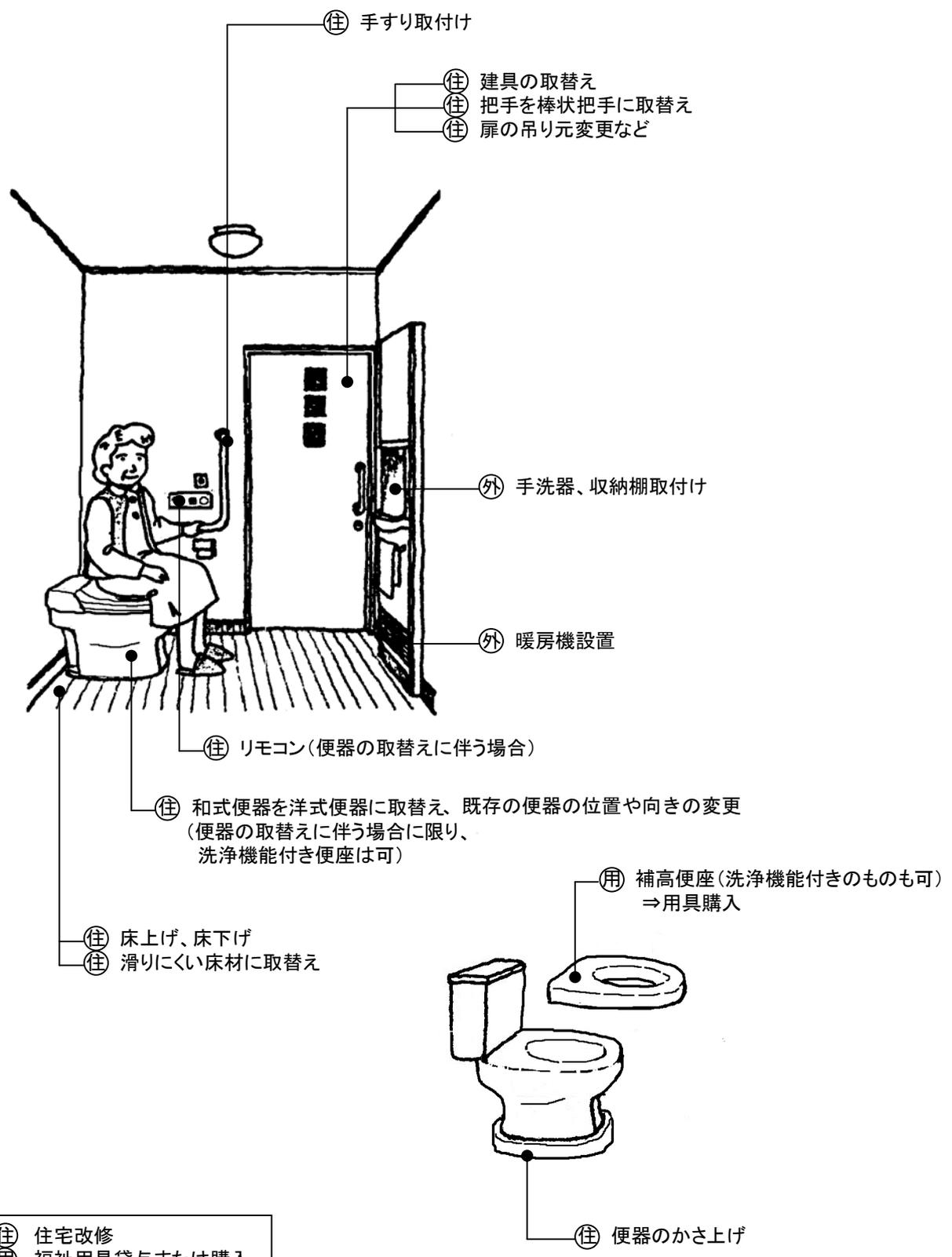
- (住) 住宅改修
- (用) 福祉用具貸与または購入
- (外) 支給対象外

寝室



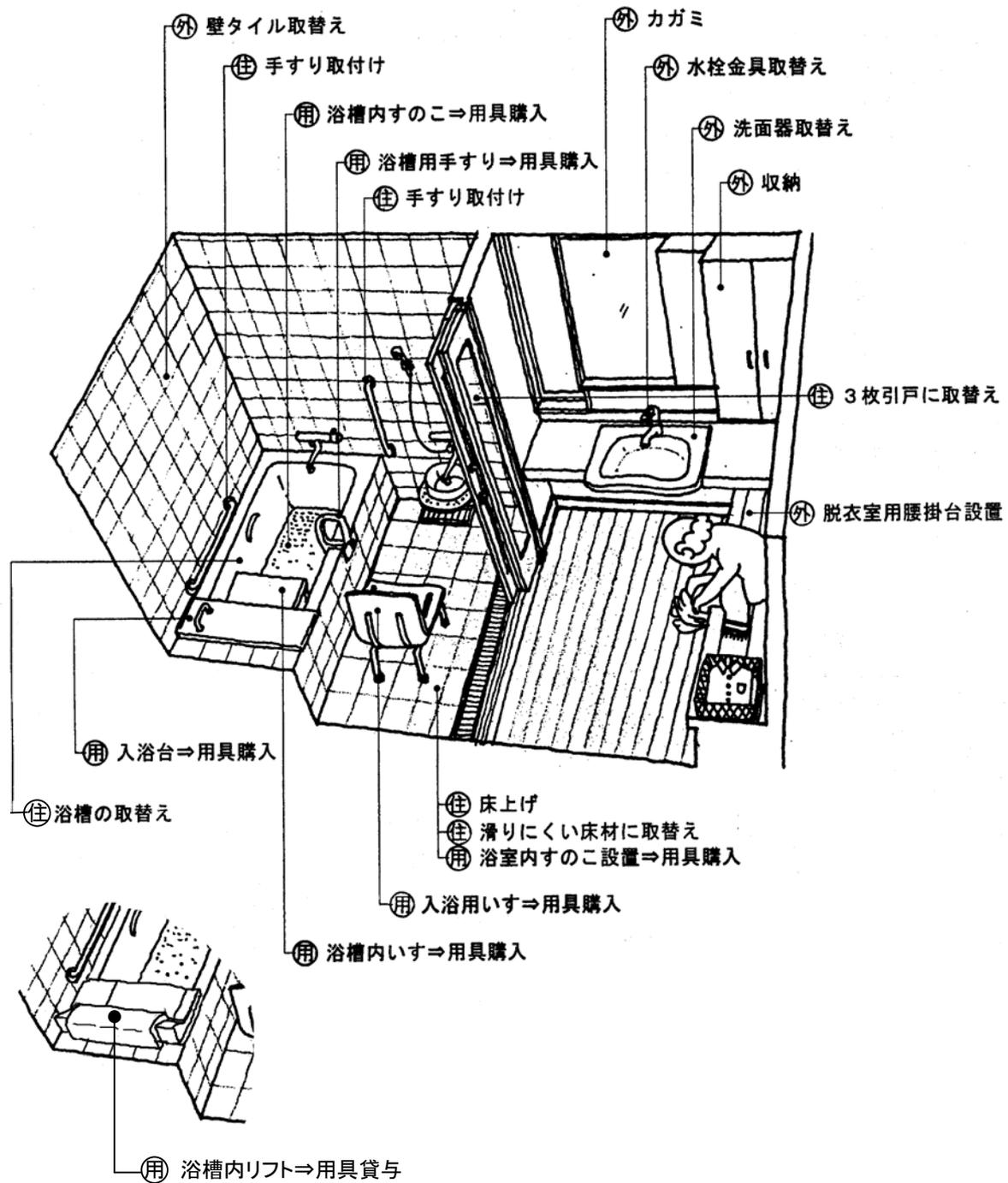
- ④ 住宅改修
- ④ 福祉用具貸与または購入
- ④ 支給対象外

トイレ



- ① 住宅改修
- ② 福祉用具貸与または購入
- ③ 支給対象外

浴室



- ㊦ 住宅改修
- ㊧ 福祉用具貸与または購入
- ㊨ 支給対象外

3. 支給限度基準額について

(1) 支給限度基準額

居宅介護住宅改修費支給限度額、介護予防住宅改修費支給限度基準額ともに20万円までです。つまり改修に要した費用20万円までについて住宅改修費の支給申請をすることができ、そのうち9割(18万円)が保険で支給され、自己負担は2万円となります(介護保険法第49条の2又は第59条の2の規定が適用される場合、保険給付額が16万円、自己負担額が4万円)。また、20万円を超えた場合は、その部分は全額自己負担となります。

平成12年厚生省告示第35号

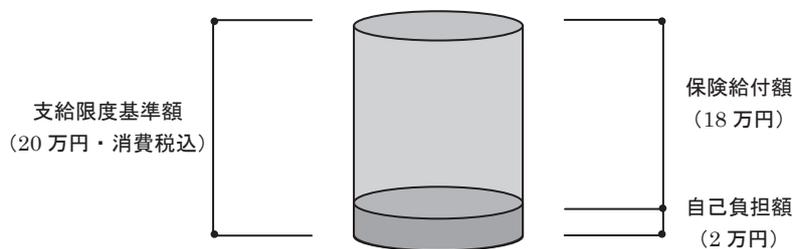
平成12年3月8日老企第42号

(厚生省老健局企画課長通知)

平成27年3月27日

老振発0327第1号

(厚生労働省老健局振興課長通知)



(2) 住宅改修の支給可能額算定の例外に係る取扱いについて

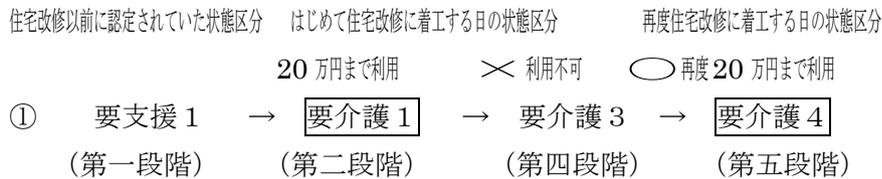
例外1 要介護等状態区分を基準として定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、次表に定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に、再度、20万円まで支給することができます。(以下「3段階リセットの例外」という。)

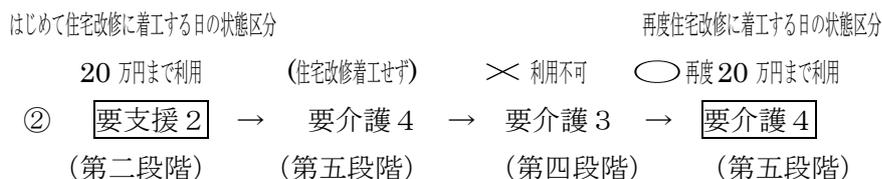
「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2 又は 要介護1
第一段階	要支援1 又は 経過的要介護 旧 要支援

- ・要支援1から要介護2となった場合、要介護等状態区分は3段階上がるものの、「介護の必要の程度」の段階は2段階しか上がっていないので、3段階リセットの例外は適用されません。
- ・「介護の必要の程度」の段階は3段階以上上がっても自動的に3段階リセットの例外が適用されないため、その時点で住宅改修を行わない場合は適用されません。
- ・3段階リセットの例外が適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があってもリセットされ、支給限度額は20万円となります。支給限度はリセット後のだけで管理されます。
- ・3段階リセットの例外は一の被保険者につき1回しか適用されません。
- ・転居した場合(例外2参照)は、転居後の住宅改修に着目し3段階リセットの例外が適用されます。

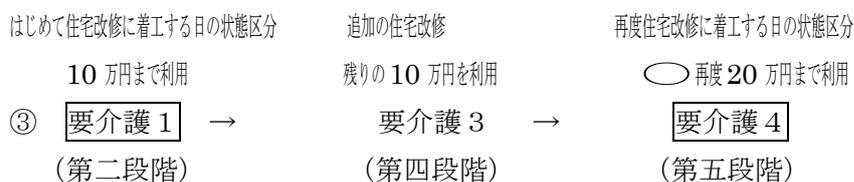
- ① 初めて認定された要介護等状態区分、例えば、要支援1と認定されたもののその時点で住宅改修を行わず、要介護1となってから初めて住宅改修を行った場合は、要介護1を基準として「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に再度20万円まで支給が可能となります。



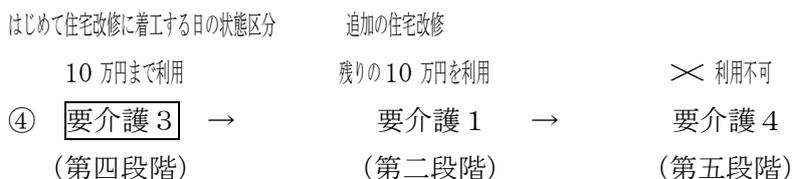
- ② 要支援2のときに初めて住宅改修に着工し、その後要介護4の認定を受けたもののこの時点では再度の住宅改修を行わず、後に要介護3と変更された場合には、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上という要件を満たしていないため3段階リセットの例外は適用されません。この場合、再び要介護4又は要介護5の認定がなされれば、再度20万円まで支給が可能となります。



- ③ 要介護1の時に初めて住宅改修に着工し10万円の住宅改修費の支給を受け、要介護3の時点でも10万円の住宅改修費の支給を受けた場合であっても、要介護4となった場合、初めて住宅改修を行った要介護1を基準として「介護の必要の程度」の段階が3段階上がっているため、再度20万円までの支給が可能となります。



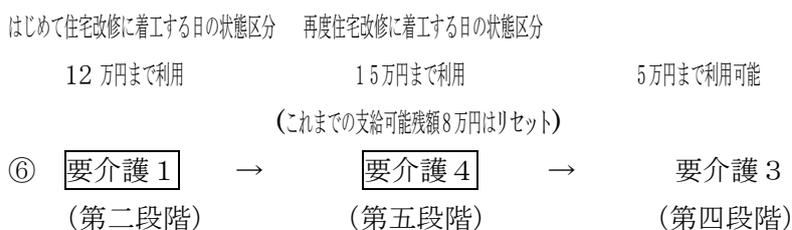
- ④ 要介護3の時に初めて住宅改修に着工し、10万円の住宅改修費の支給を受け、その後要介護1の時点で10万円の住宅改修費の支給を受けた場合は、初めて住宅改修を行った要介護3が基準となるので、要介護4となった場合でも再度の住宅改修費の支給はできません。



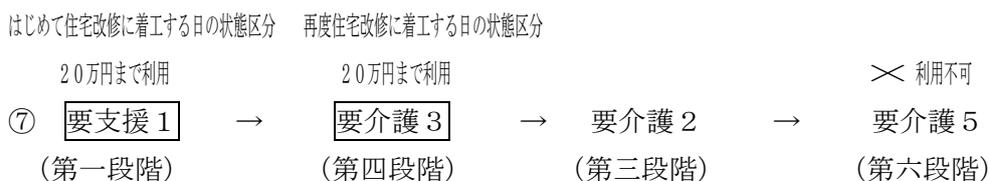
- ⑤ 以前の住宅改修で20万円まで支給を受けておらず支給可能残額があっても、支給可能残額はリセットされ、再度の住宅改修の支給限度額は20万円となります。したがって、要介護1の時に12万円の支給を受け、その後要介護4で住宅改修を行った場合は、支給可能残額の8万円はリセットされることとなり、20万円が支給限度額となります。



- ⑥ 3段階リセットの例外が適用されると、その後の要介護等状態区分の変化にかかわらずリセット後で支給限度額管理がなされます。要介護1の時に12万円の住宅改修を行い、その後要介護4で15万円の再度の住宅改修を行った場合、さらにその後要介護3となっても支給限度額管理はリセット後で行われるため5万円までの住宅改修費の支給が可能となります。なお、要介護1のときの支給可能残額8万円はすでにリセットされており、復活することはありません。



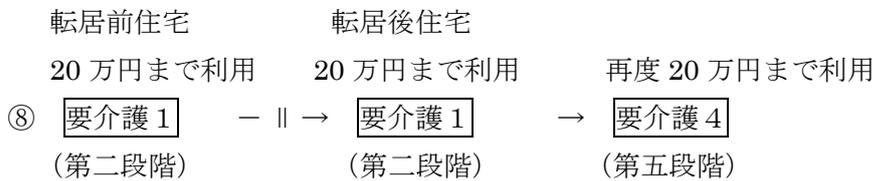
- ⑦ 3段階リセットの例外は、一の被保険者につき1回限りですので、再び「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がっても適用されません。



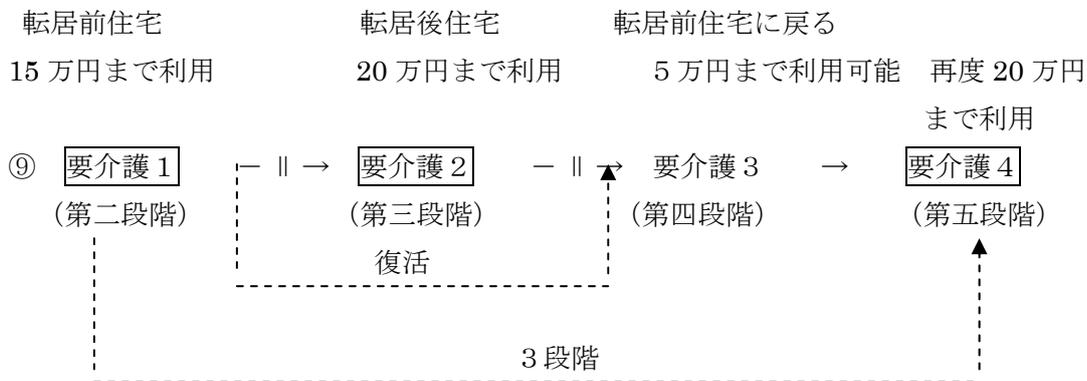
例外 2 : 転居した場合

- ・ 転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について 20 万円まで支給することが可能です。(以下「転居リセットの例外」という。)
- ・ 3 段階リセットの例外は転居後の住宅のみに着目して適用されます。(転居リセットの例外が優先)
- ・ 転居前の住宅に再び転居した場合は転居前住宅に係る支給状況が復活します。

- ⑧ 転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況のいかんにかかわらず、転居後の住宅について 20 万円まで住宅改修費の支給が可能となります。また、3 段階リセットの例外も転居後の住居について初めて住宅改修に着工する日の要介護等状態区分を基準とします。



- ⑨ 転居前の住宅に再び戻った場合は転居前住宅に係る支給状況が復活し、転居リセットはなかったものとして取り扱うこととなりますので、3 段階リセットの例外で基準となる要介護等状態区分も過去のものも適用されることとなります。



4. 住宅改修費の支給申請

(1) 住宅改修費の支給を受けるには

住宅改修工事を行う前に、事前申請に必要な書類を市町村へ提出します。市町村は、保険給付の対象として適当な住宅改修であることを確認します。

住宅改修工事の終了後に、必要書類を市町村の窓口へ提出します。市町村は、事前申請のとおり工事が行われたことを確認し、住宅改修費の支給を決定します。

なお、住宅改修費は、一般に、支給決定後に被保険者の指定する口座へ振り込まれます。

手続きの流れは、P.17の図を参照してください。

「やむを得ない事情がある場合」とは、入院又は入所者が退院又は退所後に住宅での生活を行うため、あらかじめ住宅改修に着工する必要がある場合等、住宅改修を行おうとするときに申請を行うことが制度上困難な場合をいう。

(2) 事前申請に必要な書類

住宅改修費の事前申請に必要な書類は、次の通りです。

- ①住宅改修費支給申請書
- ②工事費見積もり書
- ③住宅改修が必要な理由書
- ④住宅改修の予定の状態が確認できるもの

1) 住宅改修費申請書

○ 「住宅改修の内容、箇所及び規模」

改修を行う工事種別（種類告示の第1号から第5号までの別）ごとに、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を記載することとします。「当該申請に係る住宅改修の予定の状態が確認できるもの」において内容が明らかにされている場合は、工事種別だけを記載することができます。

*住宅改修の工事種別

- (1) 手すりの取付け
- (2) 床段差の解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化のための床材の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え

施行規則第75条第1項第1号及び第2号

同第94条第1項第1号及び第2号

施行規則第75条第2項

同第94条第2項

施行規則第75条第3項

同第94条第3項

居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について

2) 工事費見積もり書

- 「住宅改修に要する費用の見積もり」は、住宅改修費の支給対象となる費用の内訳がわかるよう、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとします。また、必要に応じて、この見積もりが適切に算出されたものであることがわかるよう、その算出方法を明示します。

3) 住宅改修が必要な理由書

- 「住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの」は、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載するものです。巻末の様式を標準とします。
- 理由書を作成する者は、基本的には居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員（以下「介護支援専門員等」という。）としますが、市町村が行う福祉用具・住宅改修支援事業等として、住宅改修についての相談、助言等を行っている福祉、保健・医療又は建築の専門家も含まれます。ただし、当該書類を作成しようとする者が、当該住宅改修に係る被保険者の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成している者と異なる場合は、十分に連絡調整を行うことが必要です。
- 介護支援専門員等が当該書類を作成する業務は、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業の一環ですので、被保険者から別途費用を徴収することはできません。また、介護支援専門員等が、自ら住宅改修の設計・施工を行わない場合は、被保険者から住宅改修の工事を請け負うこと、住宅改修の事業者に一括下請けさせること、住宅改修事業者から仲介料・紹介料を徴収すること等は認められません。

4) 住宅改修の予定の状態が確認できるもの

- 「住宅改修の予定の状態が確認できるもの」とは、便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後の予定の状態を写真や簡単な図で示したものとします。

①

住宅改修についてケアマネジャー等に相談



②

申請書類又は書類の一部提出・確認

- ・利用者は、住宅改修の支給申請書類の一部を保険者へ提出
- ・保険者は提出された書類等により、保険給付として適当な改修かどうか確認する。

(利用者の提出書類)

- 支給申請書
- 住宅改修が必要な理由書
- 工事費見積もり書
- 住宅改修後の完成予定の状態がわかるもの(写真又は簡単な図を用いたもの)



③

施 工 → 完 成



④

住宅改修費の支給申請・決定

- ・利用者は、工事終了後領収書等の費用発生の実状がわかる書類等を保険者へ提出
「正式な支給申請」が行われる。
- ・保険者は、事前に提出された書類との確認、工事が行われたかどうかの確認を行い、当該住宅改修費の支給を必要と認めた場合、住宅改修費を支給する。

(利用者の提出書類)

- 住宅改修に要した費用に係る領収書
- 工事費内訳書
- 住宅改修の完成後の状態を確認できる書類(便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後それぞれの写真とし、原則として撮影日がわかるもの)
- 住宅の所有者の承諾書(住宅改修を行った住宅の所有者が当該利用者でない場合)

図 事前申請制度の流れ

※ただし、やむを得ない事情がある場合については、④の段階において②の段階で提出すべき申請書類等を提出することができる。

(3) 事後申請に必要な書類

住宅改修完成後の申請に必要な書類は、次の通りです。

- 1) 住宅改修に要した費用に係る領収書
- 2) 工事費内訳書(住宅改修に要した費用)
- 3) 住宅改修の完成後の状態を確認できる書類
- 4) 住宅所有者の承諾書(住宅改修を行った住宅の所有者が当該利用者でない場合)

1) 住宅改修に要した費用の領収書

- 「住宅改修に要した費用に係る領収証」には、工事費内訳書も添付します。
工事費内訳書は、工事を行った箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとします。
なお、領収証は住宅改修費の支給対象とならない工事等の費用を含めた費用を記載して差し支えないが、この場合、「住宅改修に要した費用」が種別告示の第1号から第6号までに掲げる住宅改修に要した費用として適切に算出されたものであることがわかるよう、工事費内訳書において算出方法を明示するものとします。
- 領収証には、宛名を正確に記載します。(「上様」等は不可)。

2) 工事費内訳書(住宅改修に要した費用)

- 「住宅改修に要した費用」については、住宅改修費の支給対象となる住宅改修費の費用とします。
- 工事費内訳書には、工事を行った箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとします。

住宅改修費の算定の仕方

1. 住宅改修の設計及び積算の費用について

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用については、住宅改修の費用として扱うことができますが、住宅改修を伴わない設計および積算のみの費用については、住宅改修費の支給対象となりません。

2. 新築または増築の場合

住宅の新築：住宅改修費の支給対象となりません。

増築の場合：新たに居室を設ける場合は、支給対象となりません。

廊下の拡張に伴って手すりを取り付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器を洋式便器へ取り替えた場合等は、

それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に要した費用のみ、支給対象となりまので、下記3の方法により、支給対象部分を算定します。

3. 住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われる場合

A. 支給対象部分の抽出

対象部分について、面積、長さ等数量を特定して抽出し、それぞれに単価を乗じて金額を算定します。

B. 按分による方法

解体費や材・工に区分するのが困難な工事科目については、有意な方法で対象範囲を按分し、その根拠を明示します。

4. 被保険者等自らが住宅改修を行った場合

被保険者が自分で材料を購入し、本人または家族等によって住宅改修が行われた場合には、材料費が支給対象となります。この場合の「住宅改修に要した費用に係る領収書」は、材料の販売者が発行したものとし、添付する工事費内訳書は、使用した材料の内訳を記載したものを本人または家族等が作成します。

5. 一つの住宅に複数の被保険者がいる場合

住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことができます。ただし、一つの住宅で複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、それが重複しないようにします。つまり、手すりを複数箇所設置した場合は、被保険者ごとに箇所を分けてそれぞれ申請できますが、同一の便器の取替えに40万円要した場合に20万円ずつ申請することはできません。

3) 住宅改修の完成後の状態を確認できる書類

- 「住宅改修の完成後の状態を確認できる書類等」とは、便所、浴室、廊下等の箇所ごとに、改修前及び改修後の写真とし、原則として撮影日がわかるものとしします。

4) 住宅所有者の承諾書(住宅改修を行った住宅の所有者が当該利用者でない場合)

- 当該住宅改修を行った被保険者と、住宅の所有者が異なる場合は、当該住宅改修について、住宅所有者の承諾書が必要です

5. 介護保険における福祉用具

介護保険法では福祉用具を、「心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるもの」と規定している。

福祉用具の給付方法については、貸与による方法と購入費を支給する方法があるが、対象者の身体状況、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができる貸与の方法を原則としている。

購入費を支給する方法は例外的なものであり、次のような点を判断要素として、購入費の支給対象用具を特定している。

- ① 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの
(例：入浴補助用具・排泄関連用具等)
- ② 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用ができないもの
(例：移動用リフトの吊り具の部分)

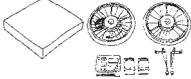
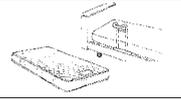
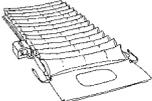
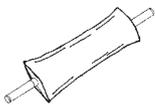
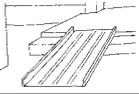
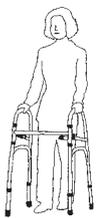
介護保険の対象となる福祉用具については、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」及び「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」として、平成11年3月31日厚生省告示第93号及び94号で定められている（平成24年3月改正）

高齢者の住環境整備というものは、住宅改修と福祉用具の適切な導入なくして考えられない。高齢者の身体機能の低下を把握し、住環境への不適合に対して、住宅改修と福祉用具の導入を同時に行うことが建築技術者にとっても必要であり、ケアチームの一員として、福祉用具の知識は不可欠である。

福祉用具の導入に際しては、給付管理を行っている介護支援専門員（ケアマネジャー）、福祉用具を使用する介護職、福祉用具の選定及びモニタリングを行っている福祉用具専門相談員等と連携を取り、必要に応じて高度な専門知識を有する「福祉用具プランナー」（公益財団法人テクノエイド協会）に相談しながら行うとよい。

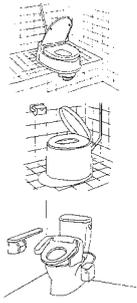
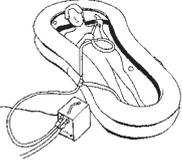
また、福祉用具は毎年開発され、常に新しいものが供給されていることから、常に新しい情報の収集を行うために国際福祉機器展等の展示会に参加するなどが望ましい。

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

用具名	図	内容
1 車いす		自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。
2 車いす付属品		クッション、電動補助装具等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。
3 特殊寝台		サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの。 一 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 二 床板の高さが無段階に調整できる機能
4 特殊寝台付属品		マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。
5 床ずれ防止用具		次のいずれかに該当するものに限る。 一 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット 二 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
6 体位変換器		空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限る。体位の保持のみを目的とするものを除く。 なお、従来の仰臥位から側臥位への体位変換に加え、仰臥位から座位への変換を行えるものも給付対象に加えられた（平成21年度～）。
7 手すり		取付けに際し工事を伴わないものに限る。
8 スロープ		段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
9 歩行器		歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 一 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの 二 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
10 歩行補助つえ		松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットフォームクラッチ及び多点杖に限る。
11 認知症老人徘徊感知機器		介護保険法第5条2に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等（ベッドや布団を離れた時を含む）、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの。
12 移動用リフト（つり具の部分を除く。）		床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く）。なお、従来の水平方向、上下方向に移動するものに加え、階段等の斜め方向に移動できるものも給付対象に加えられた（平成21年度～）。
13 自動排泄処理装置		尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。）を除く。）。

※最新の情報については市町村の窓口を確認してください。

厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

用具名	図	内容
1 腰掛便座		<p>次のいずれかに該当するものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの 二 洋式便器の上に置いて高さを補うもの 三 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの 四 便座、パケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）
2 自動排泄処理装置の交換可能部品		<p>尿が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。</p> <p>なお、従来の尿の吸引に加え、便が自動的に吸引されるものも給付対象に加えられた（平成21年度～）。</p>
3 入浴補助用具		<p>座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 入浴用いす 二 浴槽用手すり 三 浴槽内いす 四 入浴台 浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの 五 浴室内すのこ 六 浴槽内すのこ <p>なお、平成21年度より、身体に直接巻き付けて使用する入浴用介助ベルトについても給付対象に加えられた。</p>
4 簡易浴槽		<p>空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。</p>
5 移動用リフトのつり具の部分		<p>リフトのフックにつり下げるシート類をいう。スリングシートともいう。</p>

※最新の情報については市町村の窓口を確認してください。

参 考 资 料

Q&A

平成12年4月28日付厚生省老人保健福祉局老人保健課事務連絡「介護報酬等に係るQ&A Vol.2」より、住宅改修に関係する項目を抜粋し、図・解説を付加した。

1. 福祉用具購入費関係

1 【腰掛け便座の給付対象範囲について】

腰掛け便座の範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。

(答)

家具調のもの等、金額にかかわらず、利用者が選択すれば給付対象として差し支えない。

2. 住宅改修費関係

① 住宅改修の種類

1 【手すりについて】

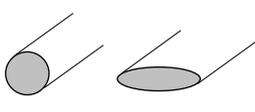
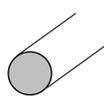
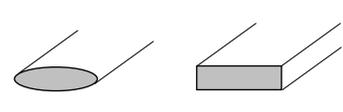
手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。

(答)

支給対象となる。

高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体状況に応じて手すりの形状を選択することが重要。

*参考

手すりの種類と使用目的			
使い方	握る ●手が添えやすいもの	握る ●しっかり握れるもの	支える ●ひじや手のひらで支えられるもの
太さ	手を滑らせて移動するため 直径 35~40mm	強く握って移動するため 直径 28~35mm	ひじなどで支えられ移動するため 上部平坦型等の幅 50~90mm
断面形状	円柱型 上部平坦型 	円柱型 (特にグリップ加工付きのものがよい) 	上部平坦型 板型 
設置場所	廊下での水平移動 階段での昇降移動 屋外のスロープ、階段の移動など	便所の立ち座り 玄関の立ち座り 扉の横等の補助など	ひじで支える場合 手のひらで支える場合 など

<2、3 欠番>

Q1 脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置を行ったが、浴室床が上がったために行う次の（1）から（3）の工事について、住宅改修の段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととして良いか。

（1）水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなった。この場合の水栓の蛇口の位置の変更。

（2）浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合（右図）の浴槽をかさ上げするなどの工事。



（3）上記（2）の場合、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合、浴槽の改修又は取替えの工事。

A （1）から（3）いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。

Q2 平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替えも「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。

A 浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものとする。

4 【浴室の段差解消工事について】

床段差を解消するため浴室用にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。

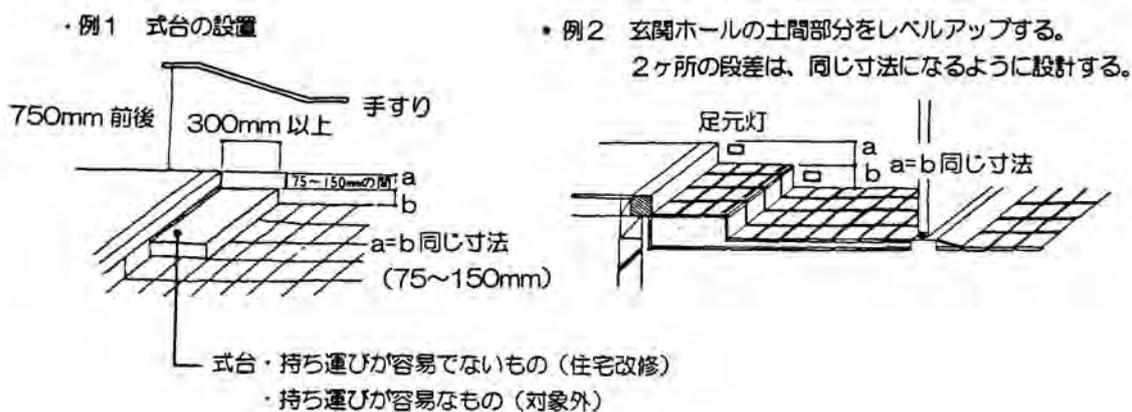


5 【上がり框（かまち）の段差緩和工事について】

上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする工事は支給対象となるか。

(答)

式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を2段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。



6【段差解消機等の設置について】

昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。

なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。



・移動用リフト
(福祉用具貸与)



・据置式リフト
(福祉用具貸与)

7【床材の表面加工について】

滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたりカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。

(答)

いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。

なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。



・金属付き
ノンスリップ



・貼り付け型
ノンスリップ

- ・ノンスリップを設けるときは、踏面の出寸法は5mm以内とする。
- ・ノンスリップの出寸法（厚み）が大きい場合は、段板を膨ら込んで埋め込む。



ノンスリップの出寸法（厚み）が大きいとノンスリップにつまずく危険があるので注意する。

8【扉工事について】

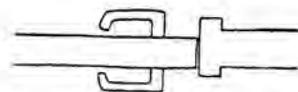
扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となる。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。



・レバー式把手



レバーハンドルは、衣服等をひっかけないように扉側に曲げる。

・レバーハンドルの形状

9【引き戸の取り替え工事について】

既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。

10【洋式便器の改修工事について】

リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の支給対象となるか。

- ①洋式便器をかさ上げする工事
- ②便座の高さが高い洋式便器に取替える場合
- ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合

(答)

①は支給対象となる。

②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして住宅改修の支給対象として差し支えない。

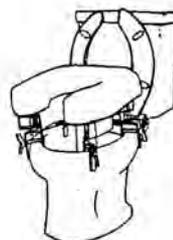
③については、住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。

・①の例



便器が低い場合は、下部をかさ上げる。

・③の例



補高便座 (福祉用具購入)

11【洋式便器への便器取替え工事について】

和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは住宅改修の支給対象となるか。

(答)

商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取り替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。

12【既存洋式便器への洗浄機能の取付工事について】

既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。

(答)

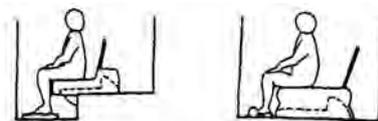
介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。

13【和式便器の腰掛式への変換について】

和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは住宅改修に該当するか。

(答)

腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。



補助用腰掛け便器
(福祉用具購入)

② 支給申請関係

1【領収証について】

領収証は、写しでもよいか。

(答)

申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えない。

2【工事内訳書について】

支給申請の際添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。

(答)

工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要はある。

3【添付写真の日付について】

申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付がわかるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。

(答)

工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取り扱いをされたい。

③ その他

1【新築住宅の竣工日以降の改修工事について】

住宅の新築は住宅改修とは認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。

(答)

竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。

2【賃貸住宅退去時の改修費用について】

賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

住宅改修の支給対象とはならない。

3【賃貸アパート共用部分の改修費用について】

賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えられるが、洗面所やトイレが共同となっている場合など当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。

しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。

4【分譲マンション共用部分の改修費について】

分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。

5【一時的に身を寄せている住宅の改修費について】

要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。

(答)

介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は、一義的には介護保険証の住所が住所地となる。

6【家族が行う住宅改修について】

家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるか。

(答)

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も、一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。

Q&A 2

平成 12 年 11 月 22 日付厚生省老人保健福祉局振興課事務連絡「福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q & A」に、図・解説を付加した。(平成 12 年 12 月 1 日から適用)

I 福祉用具貸与

1 【付属品のみを貸与する場合について】

介護保険の給付を受けずに車いす、特殊寝台を使用している者が、車いす付属品、特殊寝台付属品のみを貸与を受けた場合でも、介護保険の給付対象となるか。

(答)

既に車いす、特殊寝台を使用している場合には、これらについて介護保険の給付を受けているか否かにかかわらず、車いす付属品、特殊寝台付属品のみを貸与について保険給付を受けることは可能である。

II 住宅改修

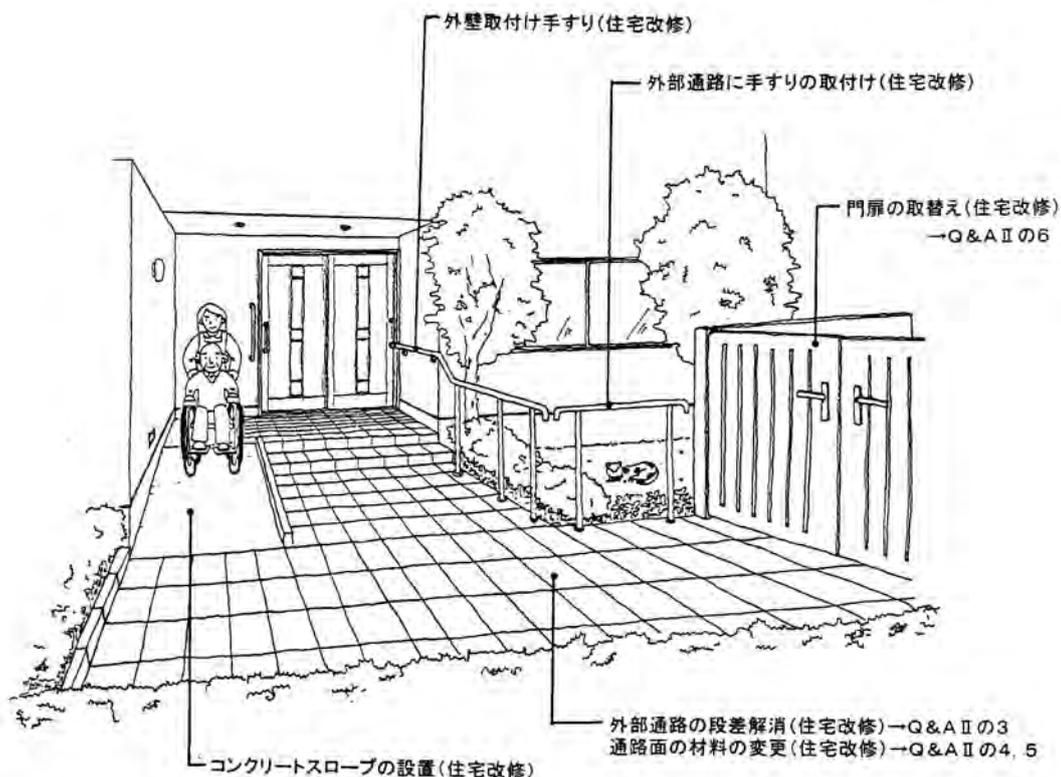
1 【段差解消・手すりについて】

玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよいか。

(答)

貴見のとおり。

対象となる工種の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。



2【玄関以外のスロープについて】

居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。
また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。

(答)

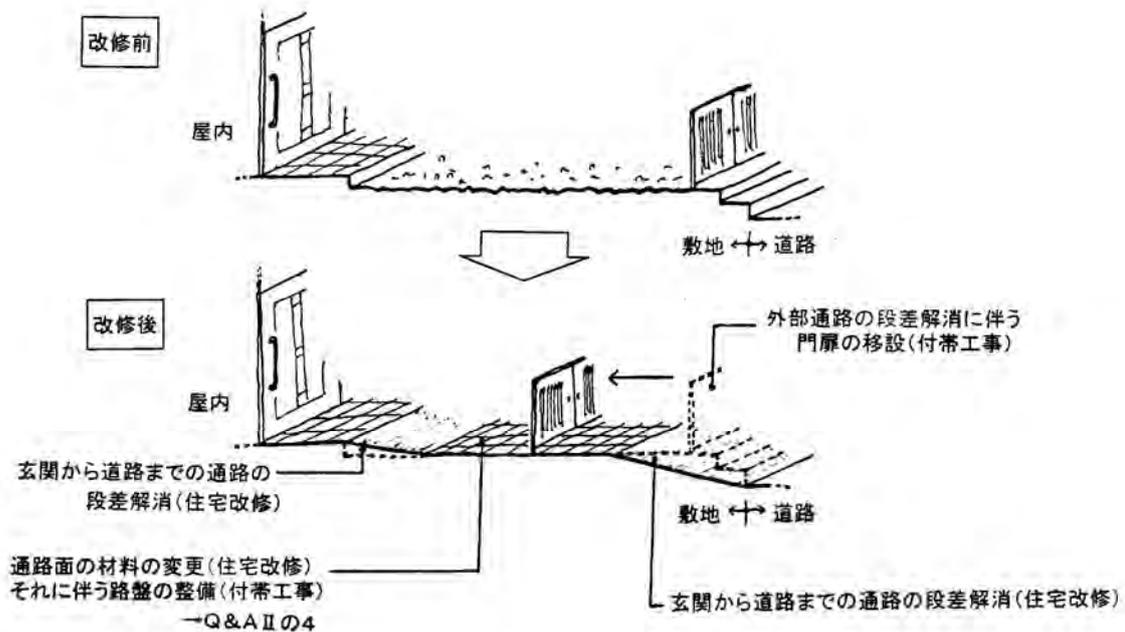
玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。

3【段差の解消について】

玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

玄関の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。



4【通路面の材料の変更について】

通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。
また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。

(答)

例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。

5【通路面の材料の変更について】

通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となるか。

(答)

いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。

6【扉の取替えについて】

門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。

(答)

引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。

Q&A 3

平成29年7月3日付全国介護保険担当課長会議資料「平成29年介護保険制度の改正等に関するFAQ」より、掲載した。

I 住宅改修

1 【滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更】

居室においては、畳敷からの板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。

（答）

居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更（改修）についても認められる。

介護保険法（抜粋）	38
介護保険法施行規則（抜粋）	40
告示	42
通知	45

介護保険法(抜粋)

平成9年12月17日法律第123号
最終改正 平成26年6月25日法律第83号

(居宅介護福祉用具購入費の支給)

- 第四十四条** 市町村は、居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所において販売される特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。
- 居宅介護福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。
 - 居宅介護福祉用具購入費の額は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。
 - 居宅要介護被保険者が月を単位として厚生労働省令で定める期間において購入した特定福祉用具につき支給する居宅介護福祉用具購入費の額の総額は、居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができない。
 - 前項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額は、同項に規定する厚生労働省令で定める期間における特定福祉用具の購入に通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。
 - 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額とすることができる。
 - 居宅介護福祉用具購入費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該居宅介護福祉用具購入費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

(居宅介護住宅改修費の支給)

- 第四十五条** 市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修(以下「住宅改修」という。)を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。
- 居宅介護住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支

給するものとする。

- 居宅介護住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。
- 居宅要介護被保険者が行った一の種類の住宅改修につき支給する居宅介護住宅改修費の額の総額は、居宅介護住宅改修費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができない。
- 前項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額は、住宅改修の種類ごとに、通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。
- 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅介護住宅改修費支給限度基準額とすることができる。
- 居宅介護住宅改修費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該居宅介護住宅改修費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。
- 市町村長は、居宅介護住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者(以下この項において「住宅改修を行う者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(介護予防福祉用具購入費の支給)

- 第五十六条** 市町村は、居宅要支援被保険者が、特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所において販売される特定介護予防福祉用具を購入したときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防福祉用具購入費を支給する。
- 介護予防福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。
 - 介護予防福祉用具購入費の額は、現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。

- 4 居宅要支援被保険者が月を単位として厚生労働省令で定める期間において購入した特定介護予防福祉用具につき支給する介護予防福祉用具購入費の額の総額は、介護予防福祉用具購入費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができない。
- 5 前項の介護予防福祉用具購入費支給限度基準額は、同項に規定する厚生労働省令で定める期間における特定介護予防福祉用具の購入に通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。
- 6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の介護予防福祉用具購入費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における介護予防福祉用具購入費支給限度基準額とすることができる。
- 7 介護予防福祉用具購入費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該介護予防福祉用具購入費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

(介護予防住宅改修費の支給)

- 第五十七条** 市町村は、居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防住宅改修費を支給する。
- 2 介護予防住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。
 - 3 介護予防住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。
 - 4 居宅要支援被保険者が行った一の種類の住宅改修につき支給する介護予防住宅改修費の額の総額は、介護予防住宅改修費支給限度基準額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができない。
 - 5 前項の介護予防住宅改修費支給限度基準額は、住宅改修の種類ごとに、通常要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める額とする。
 - 6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の介護予防住宅改修費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における介護予防住宅改修費支給限度基準額とすることができる。
 - 7 介護予防住宅改修費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該介護予防住宅

改修費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

- 8 市町村長は、介護予防住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者(以下この項において「住宅改修を行う者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 9 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

介護保険法施行規則(抜粋)

平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号
最終改正 平成 27 年 2 月 12 日厚生労働省令第 19 号

(居宅介護住宅改修費の支給が必要と認める場合)

第七十四条 居宅介護住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要介護被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。

(居宅介護住宅改修費の支給の申請)

第七十五条 居宅介護住宅改修費の支給を受けようとする居宅要介護被保険者は、住宅改修（法第四十五条第一項に規定する住宅改修をいう。以下同じ。）を行おうとするときには、あらかじめ、第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出し、住宅改修が完了した後に第五号から第七号までに掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 当該申請に係る住宅改修の内容、箇所及び規模並びに当該住宅改修を施工する者の氏名又は名称
 - 二 当該申請に係る住宅改修に要する費用の見積り及びその着工予定の年月日
 - 三 介護支援専門員その他居宅要介護被保険者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者が作成する書類であって、当該申請に係る住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの
 - 四 当該申請に係る住宅改修の予定の状態が確認できるもの
 - 五 当該申請に係る住宅改修に要した費用並びにその着工及び完成の年月日
 - 六 当該申請に係る住宅改修に要した費用に係る領収証
 - 七 当該申請に係る住宅改修の完了後の状態を確認できる書類等
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、住宅改修が完了した後に同項第一号及び第三号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出することができる。
- 3 住宅改修を行った住宅の所有者が当該居宅要介護被保険者でない場合には、第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類に、当該住宅の所有者が当該住宅改修について承諾したことが確認できる書類を添付しなければならない。

(居宅介護住宅改修費の上限額の算定方法)

第七十六条 法第四十五条第四項の規定により算定する額は、第一号の額及び第二号の額の合計額から第三号の額を控除して得た額とする。

- 一 当該申請に係る住宅改修の着工日における当該住宅改修の種類に係る法第四十五条第五項に規定する居宅介護住宅改修費支給限度基準額
 - 二 居宅要介護被保険者が住宅改修を行ったときに現に居住している住宅(以下この条において「現住宅」という。)以外の住宅であって現住宅が所在する市町村に所在するものに係る当該住宅改修と同一の種類住宅改修に要した費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額
 - 三 現住宅に係る当該住宅改修と同一の種類住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額
- 2 前項の規定にかかわらず、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合における法第四十五条第四項の規定により算定する額は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

(介護予防住宅改修費の支給が必要と認める場合)

第九十三条 介護予防住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要支援被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要支援被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。

(介護予防住宅改修費の支給の申請)

第九十四条 介護予防住宅改修費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者は、住宅改修を行おうとするときには、あらかじめ、第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出し、住宅改修が完了した後に第五号から第七号までに掲げる書類等を提出しなければならない。

- 一 当該申請に係る住宅改修の内容、箇所及び規模並びに当該住宅改修を施工する者の氏名又は名称
- 二 当該申請に係る住宅改修に要する費用の見積り及びその着工予定の年月日
- 三 介護支援専門員その他要支援者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者が作成する書類であって、当該申請に係る住宅改修について必要と認められる理由が記載されて

いるもの

- 四 当該申請に係る住宅改修の予定の状態が確認できるもの
 - 五 当該申請に係る住宅改修に要した費用並びにその着工及び完成の年月日
 - 六 当該申請に係る住宅改修に要した費用に係る領収証
 - 七 当該申請に係る住宅改修の完了後の状態を確認できる書類等
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、住宅改修が完了した後に同項第一号及び第三号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出することができる。
 - 3 住宅改修を行った住宅の所有者が当該居宅要支援被保険者でない場合には、第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類に、当該住宅の所有者が当該住宅改修について承諾したことが確認できる書類を添付しなければならない。

(介護予防住宅改修費の上限額の算定方法)

第九十五条 法第五十七条第四項の規定により算定する額は、第一号の額及び第二号の額の合計額から第三号の額を控除して得た額とする。

- 一 当該申請に係る住宅改修の着工日における当該住宅改修の種類に係る法第五十七条第五項に規定する介護予防住宅改修費支給限度基準額
- 二 居宅要支援被保険者が住宅改修を行ったときに現に居住している住宅（以下この条において「現住宅」という。）以外の住宅であって、現住宅が所在する市町村に所在するものに係る当該住宅改修と同一の種類住宅改修に要した費用について既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額
- 三 当該居宅要支援被保険者が現住宅に係る当該住宅改修と同一種類の住宅改修に要する費用について既に受給しているそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百を乗じた額の合計額

告示

○居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額

(平成12年2月10日 厚生省告示第35号)
最終改正平成18年3月24日厚生労働省告示第146号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十五条第五項及び第五十七条第五項の規定に基づき、居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額

二十万円

○介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第四十五条第四項の規定により算定する額

(平成12年2月10日 厚生省告示第39号)
最終改正平成18年3月31日厚生労働省告示第260号

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第七十六条第二項に規定する介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十五条第四項の規定により算定する額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 居宅要介護被保険者が当該申請に係る住宅改修を行ったときに既に行った現に居住している住宅に係る住宅改修(以下「過去住宅改修」といい、当該居宅要介護被保険者がそれに要する費用について居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費若しくは介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)第三条の規定による改正前の法第五十七条第一項の規定による居宅支援住宅改修費(以下「居宅支援住宅改修費」という。)の支給を受けたものに限る。)の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が次の表の上欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者がそれぞれ同表の下欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定(以下この号において「高度要介護認定」という。)を受けていた日が

ある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

- イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(ハにおいて「基準日」という。)前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額
- ロ 施行規則第七十六条第一項第一号の額及び同項第二号の額の合計額
- ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額

要介護一	要介護四又は要介護五
要介護二	要介護五

- 二 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が次の表の上欄に掲げる要支援状態区分に該当する旨の認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者がそれぞれ同表の下欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定(以下この号において「高度要介護認定」という。)を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額
- イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(ハにおいて「基準日」という。)前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額
- ロ 施行規則第七十六条第一項第一号の額及び同項第二号の額の合計額
- ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額

要支援一	要介護三、要介護四又は要介護五
要支援二	要介護四又は要介護五

- 三 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)第三条の規定による改正前の法第十九条第二項に規定

する要支援認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者が要介護三、要介護四又は要介護五に該当する旨の認定（以下この号において「高度要介護認定」という。）を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日（ハにおいて「基準日」という。）前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額

ロ 施行規則第七十六条第一項第一号の額及び同項第二号の額の合計額

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額

四 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が経過的要介護とみなされており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者が要介護三、要介護四又は要介護五に該当する旨の認定（以下この号において「高度要介護認定」という。）を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日（ハにおいて「基準日」という。）前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額

ロ 施行規則第七十六条第一項第一号の額及び同項第二号の額の合計額

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百を乗じて得た額の合計額

○厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

（平成11年3月31日 厚生省告示第93号）
最終改正平成24年3月13日厚生労働省告示第104号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第十七項の規定に基づき、厚生大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

- 1 車いす
自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。
- 2 車いす付属品
クッション、電動補助装置等であつて、車いすと一体的に使用されるものに限る。
- 3 特殊寝台
サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであつて、次に掲げる機能のいずれかを有するもの
 - 一 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能
 - 二 床板の高さが無段階に調整できる機能
- 4 特殊寝台付属品
マットレス、サイドレール等であつて、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。
- 5 床ずれ防止用具
次のいずれかに該当するものに限る。
 - 一 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット
 - 二 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
- 6 体位変換器
空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。
- 7 手すり
取付けに際し工事を伴わないものに限る。
- 8 スロープ
段差解消のためのものであつて、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
- 9 歩行器
歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであつて、次のいずれかに該当するものに限る。
 - 一 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの

- 二 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
- 10 歩行補助つえ
松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。
- 11 認知症老人徘徊感知機器
介護保険法第5条2に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの
- 12 移動用リフト（つり具の部分を除く。）
床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであつて、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く。）
- 13 自動排泄処理装置
尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであつて、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであつて、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。）を除く。）

○厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

（平成11年3月31日 厚生省告示第94号）
最終改正平成24年3月30日厚生労働省告示第202号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十四条第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

- 1 腰掛便座
次のいずれかに該当するものに限る。
- 一 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
 - 二 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
 - 三 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
 - 四 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）
- 2 自動排泄処理装置の交換可能部品

- 3 入浴補助用具
座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であつて次のいずれかに該当するものに限る。
- 一 入浴用いす
 - 二 浴槽用手すり
 - 三 浴槽内いす
 - 四 入浴台
浴槽の縁にかけて利用する台であつて、浴槽への出入りのためのもの
 - 五 浴室内すのこ
 - 六 浴槽内すのこ
 - 七 入浴用介助ベルト
- 4 簡易浴槽
空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであつて、取水又は排水のために工事を伴わないもの
- 5 移動用リフトのつり具の部分

○厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

（平成11年3月31日 厚生省告示第95号）
最終改正 平成12年12月28日厚生省告示第481号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十五条第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

- 介護保険法第四十五条第一項に規定する厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類は、一種類とし、次に掲げる住宅改修がこれに含まれるものとする。
- 一 手すりの取付け
 - 二 段差の解消
 - 三 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 - 四 引き戸等への扉の取替え
 - 五 洋式便器等への便器の取替え
 - 六 その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

通 知

○介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて

(平成12年1月31日 老企第34号)
(各都道府県介護保険主管部(局)長あて厚生省
老人保健福祉局企画課長通知)
最終改正 平成27年3月27日

介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第7条第17項の規定に基づく「厚生大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」、法第44条第1項の規定に基づく「厚生大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目」及び法第45条第1項規定に基づく「厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類」については、平成11年3月31日厚生省告示第93号、第94号及び第95号(以下それぞれ「貸与告示」、「購入告示」及び「住宅改修告示」という。)をもって公布され、平成12年4月1日より適用されるところであるが、その内容及び取扱いは別添のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

(別 添)

第1 福祉用具

1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

(1) 車いす

貸与告示第1項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。

① 自走用標準型車いす

日本工業規格(JIS) T 9201:2006のうち自走用標準形、自走式座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が大径車輪であり後輪がキャストのものを含む。)をいう。

また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。

② 普通型電動車いす

日本工業規格(JIS) T 9203:2010のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。

なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあっては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれ

るものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

③ 介助用標準型車いす

日本工業規格(JIS) T 9201:2006のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。)をいう。

また、日本工業規格(JIS) T 9203:2010のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。)をいう。

(2) 車いす付属品

貸与告示第2項に掲げる「車いす付属品」とは、利用することにより、当該車いすの利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品をいう。

① クッション又はパッド

車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のものに限る。

② 電動補助装置

自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であって、当該電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。

③ テーブル

車いすに装着して使用することが可能なものに限る。

④ ブレーキ

車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するものに限る。

(3) 特殊寝台

貸与告示第3項に規定する「サイドレール」とは、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限られる。

(4) 特殊寝台付属品

貸与告示第4項に掲げる「特殊寝台付属品」とは、利用することにより、当該特殊寝台の利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当

する。

なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品をいう。

① サイドレール

特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限る。

② マットレス

特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するものに限る。

③ ベッド用手すり

特殊寝台の側面に取り付けが可能なものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするものに限る。

④ テーブル

特殊寝台の上で使用することができるものであって、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるものに限る。

⑤ スライディングボード・スライディングマット

滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであって、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるものに限る。

⑥ 介助用ベルト

居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を容易に介助することができるもの。

ただし、購入告示第3項第7号に掲げる「入浴用介助ベルト」は除かれる。

(5) 床ずれ防止用具

貸与告示第5項に掲げる「床ずれ防止用具」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

① 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

② 水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

(6) 体位変換器

貸与告示第6項に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。

ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる。

(7) 手すり

貸与告示第7項に掲げる「手すり」とは、次のいずれかに該当するものに限られる。

なお、前記(4)の③に掲げるものは除かれる。また、取付けに際し工事(ネジ等で居宅に取り付ける簡易なものを含む。以下同じ。)を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第1号に掲げる「手すりの取付け」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

① 居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。

② 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。

(8) スロープ

貸与告示第8項に掲げる「スロープ」には、個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものは含まれない。

なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第2号に掲げる「床段差の解消」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

(9) 歩行器

貸与告示第9項に規定する「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前及び左右を囲む把手等を有する」とは、これらの把手等を体の前及び体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でも差し支えない。また、把手の長さについては、要介護者等の身体の状況等により異なるものでありその長さは問わない。

(10) 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

(11) 認知症老人徘徊感知機器

貸与告示第11項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」とは、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。

(12) 移動用リフト（つり具の部分を除く。）

貸与告示第12項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり（つり具の部分を除く。）、住宅の改修を伴うものは除かれる。

① 床走行式

つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャストで床を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。

② 固定式

居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。

③ 据置式

床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの（エレベーター及び階段昇降機は除く。）。

(13) 自動排泄処理装置

貸与告示第13項に掲げる「自動排泄処理装置」とは、尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。

交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。）及び専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

(1) 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）。
- ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。
- ③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。
- ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）。
但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(2) 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。

専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

(3) 入浴補助用具

購入告示第3項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。

① 入浴用いす

座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。

② 浴槽用手すり

浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。

③ 浴槽内いす

浴槽内に置いて利用することができるものに限る。

④ 入浴台

浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。

⑤ 浴室内すのこ

浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。

⑥ 浴槽内すのこ

浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。

⑦ 入浴用介助ベルト

居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

(4) 簡易浴槽

購入告示第4項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

(5) 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

3 複合的機能を有する福祉用具について

2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
- ② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。
但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区別できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

第2 住宅改修

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類

(1) 手すりの取付け

住宅改修告示第1号に掲げる「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け

等適切なものとする。

なお、貸与告示第7項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。

(2) 段差の解消

住宅改修告示第2号に掲げる「段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

ただし、貸与告示第8項に掲げる「スロープ」又は購入告示第3項第5号に掲げる「浴室すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

住宅改修告示第3号に掲げる「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」とは、具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

(4) 引き戸等への扉の取替え

住宅改修告示第4号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

住宅改修告示第5号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定される。

ただし、購入告示第1項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれな

い。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は 法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

その他住宅改修告示第1号から第5号までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられる。

- ① 手すりの取付け
手すりの取付けのための壁の下地補強
- ② 段差の解消
浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- ③ 床又は通路面の材料の変更
床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備
- ④ 扉の取替え
扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
- ⑤ 便器の取替え
便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)、便器の取替えに伴う床材の変更

○居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について

(平成12年3月8日 老企第42号)
最終改正 平成27年3月27日

(各都道府県介護保険主管部(局)長あて厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

1 住宅改修費の支給限度額

(1) 支給限度基準額

住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なものとしたところであり、これらに通常要する費用を勘案して、基準額告示において、居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額を20万円としたところである。

このため、20万円までの住宅改修を行うことが可

能であり、20万円の住宅改修を行った場合、通常、保険給付の額は18万円(法第49条の2又は第59条の2の規定が適用される場合にあっては16万円)となるものである。

(2) 支給限度額管理

① 支給限度額と要介護状態区分等との関係

基準額告示においては、居宅介護住宅改修費支給限度基準額は要介護状態区分にかかわらず定額(20万円)とし、介護予防住宅改修費支給限度基準額も同額としたところである。また、施行規則第76条第1項及び第95条の規定により、居宅介護住宅改修費の支給と介護予防住宅改修費の支給は、同一の支給限度額で統一的に管理される。すなわち、要介護状態区分が変更された場合、要介護者が要支援者になった場合又は要支援者が要介護者になった場合であっても、それをもって支給限度額に変更があるわけではなく、支給限度額は、以前に支給された住宅改修費の額を支給限度基準額(20万円)から控除した額となる。

また、平成18年4月1日前に居宅支援住宅改修費が支給されている場合には、その支給額は「以前に支給された住宅改修費の額」に算入され、支給限度額は、支給限度基準額(20万円)からこれを控除した額となる。

ただし、施行規則第76条第2項の規定及び特例告示により、過去において最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点と比較して介護の必要の程度が著しく高い要介護認定を受けている状態(次に掲げる要介護等状態区分を基準として定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合)で行った住宅改修について、初めて住宅改修費の支給を受ける場合には、それ以前に支給された住宅改修費の額にかかわらず、改めて支給限度基準額(20万円)までの住宅改修費の支給を受けることが可能となる。なお、この取扱いは1回に限られる。

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2 又は 要介護1
第一段階	要支援1 又は 経過的要介護 (平成18年4月1日以降) 要支援(平成18年4月1日前)

②転居した場合の支給限度額管理

支給限度額管理は、施行規則第76条第1項及び第95条の規定により、現に居住している住宅に係る住宅改修費のみを対象として行うこととしており、当該住宅以外の住宅について支給された住宅改修費については、支給限度額管理の対象とはならない。よって、転居した場合には改めて支給限度基準額までの住宅改修費の支給を受けることが可能となる。

(注) これらの具体的取扱いについて別紙1として解説を作成したので活用されたい。

2 住宅改修費の支給申請

(1) 事前申請

被保険者は、住宅改修を行おうとする前に、以下の申請書又は書類の一部を市町村に提出することとなるが、市町村は、「利用者保護」の観点から、これらの提出される書類で当該住宅改修が保険給付として適当なものかどうかを確認し、被保険者に対して、その確認結果を事前に教示することとする。

その際、市町村は、被保険者の誤解を招くことのないよう、住宅改修完了後に行われる住宅改修費の支給決定とは異なるものであることを合わせて説明する必要がある。

①申請書(施行規則第75条第1項第1号及び第2号、第94条第1項第1号及び第2号)

第1号の「住宅改修の内容、箇所及び規模」は、改修を行う工事種別(種類告示の第1号から第5号までの別)ごとに、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を記載することとするが、「当該申請に係る住宅改修の予定の状態が確認できるもの」においてこれらの内容が明らかにされている場合には、工事種別のみを記載することとして差し支えない。

また、第2号の「住宅改修に要する費用の見積もり」は、住宅改修費の支給対象となる費用の見積もりであって、その内訳がわかるよう、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとす。また、必要に応じて、この見積もりが適切に算出されたものであることがわかるよう、その算出方法を明示させることとする。

なお、当該被保険者に対して居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)が作成されている場合は、居宅サービス計画等の記載と重複する内容については、居宅サービス計画等の記載内容が確認することができれば、申請書への記載を省略して差し支えない。

②住宅改修が必要な理由書(施行規則第75条第1項第3号、第94条第1項第3号)

第3号の「住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの」は、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載するもので、別紙2の様式を標準とする。

また、当該書類を作成する者は、基本的には居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員(以下「介護支援専門員等」という。)とするが、市町村が行う福祉用具・住宅改修支援事業等として、住宅改修についての相談、助言等を行っている福祉、保健・医療又は建築の専門家も含まれるものである。ただし、当該書類を作成しようとする者が、当該住宅改修に係る被保険者の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成している者と異なる場合は、十分に連絡調整を行うことが必要である。

また、当該被保険者に対して居宅サービス計画等が作成されている場合は、居宅サービス計画等の記載と重複する内容については、居宅サービス計画等の記載内容が確認することができれば、理由書への記載を省略して差し支えない。

なお、介護支援専門員等が当該書類を作成する業務は居宅介護支援事業又は介護予防支援事業の一環であるため、被保険者から別途費用を徴収することはできない。また、介護支援専門員等が、自ら住宅改修の設計・施工を行わないにもかかわらず被保険者から住宅改修の工事を請け負い、住宅改修の事業者に一括下請けさせたり、住宅改修事業者から仲介料・紹介料を徴収したりすること等は認められない。

③住宅改修の予定の状態が確認できるもの(施行規則第75条第1項第4号、第94条第1項第4号)

第4号の「住宅改修の予定の状態が確認できるもの」とは、便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後の予定の状態を写真や簡単な図で示したものとす。

(2) 事後申請

被保険者が住宅改修を完了し、次に掲げる書類を市町村に提出したときには、市町村は、事前に提出された書類との確認、工事が行われたかどうかの確認を行い、当該住宅改修費の支給が必要と認めた場合、住宅改修費の支給を決定する。

①「住宅改修に要した費用」(施行規則第75条第1項第5号、第94条第1項第5号)

「住宅改修に要した費用」については、住宅改修費の支給対象となる住宅改修費の費用とする。

②領収証(施行規則第75条第1項第6号、第94条第1項第6号)

第6号の「住宅改修に要した費用に係る領収証」には、工事費内訳書も添付する。工事費内訳書は、工事を行った箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとす。

なお、領収証は住宅改修費の支給対象とならない工事等の費用を含めた費用を記載して差し支えないが、この場合、「住宅改修に要した費用」が種類告示の第1号から第6号までに掲げる住宅改修に要した費用として適切に算出されたものであることがわかるよう、工事費内訳書において算出方法を明示するものとする。

③完成後の状態を確認できる書類等(施行規則第75条第1項第7号、第94条第1項第7号)

第7号の「住宅改修の完成後の状態を確認できる書類等」とは、便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後それぞれの写真とし、原則として撮影日がわかるものとする。

④住宅の所有者の承諾書(施行規則第75条第3項及び第94条第3項)

当該住宅改修を行った被保険者と、住宅の所有者が異なる場合は、当該住宅改修についての所有者の承諾書が必要であるので留意されたい。

(3) やむ得ない事情がある場合の手続き(施行規則第75条第2項、第94条第2項)

やむ得ない事情がある場合とは、入院又は入所者が退院又は退所後の住宅での受け入れのため、あらかじめ住宅改修に着工する必要がある場合等、住宅改修を行おうとするときに申請を行うことが制度上困難な場合等をいう。

また、平成18年4月1日前に住宅改修に着工した場合についても、当該やむ得ない事情がある場合に該当するものである。

なお、事前申請制度が定着する当分の間、事前に申請がなかった住宅改修についても、当分の間、「やむ得ない事情がある場合」として、経過的に保険者の判断で運用することは差し支えない。

3 住宅改修費の算定上の留意事項

(1) 住宅改修の設計及び積算の費用

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用については、住宅改修の費用として取り扱うが、住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用については住宅改修費の支給対象とならないものである。

(2) 新築又は増改築の場合

住宅の新築は、住宅改修とは認められないので住宅改修費の支給対象とならないものである。

また、増築の場合は、新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対象とならないが、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り換える場合等は、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象となり得るものである。

(3) 住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われた場合

住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出する。

(4) 被保険者等自らが住宅改修を行った場合

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とするものである。この場合、施行規則第75条第1項第6号及び第94条第1項第6号の「住宅改修に要した費用に係る領収証」は、材料を販売した者が発行したものとし、これに添付する工事費内訳書として、使用した材料の内訳を記載した書類を本人又は家族等が作成することとする。なお、この場合であっても、必要となる書類に変更はないので留意されたい。

(5) 一の住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用

一の住宅に複数の被保険者が居住する場合においては、住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことが可能である。ただし、一の住宅について同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合は、当該住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行うものとする。したがって、例えば被保険者が2人いる場合

において、各自の専用の居室の床材の変更を同時に行ったときは、各自が自らの居室に係る住宅改修費の支給申請を行うことが可能であるが、共用の居室について床材の変更を行ったときは、いずれか一方のみが支給申請を行うこととなる。

4 支援体制等の整備

(1) 支援体制の整備

住宅改修は、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、住宅改修の予算等を総合的に勘案することが必要であり、福祉用具と同様に個別性が強いものである。また、ひとたび住宅改修を行うと、簡単に修正できるものではないことから、2の(1)で事前に提出される申請書又は書類により、当該申請に係る住宅改修が保険給付として適当なものかどうかを確認し、事前に被保険者に対して、その確認結果を教示するとともに、被保険者からの事前の相談に対し適切な助言等を行うことができるよう、市町村は、都道府県、関係機関、関係団体、居宅介護支援事業者等とも連携を図り、住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者等による支援体制を整備することが望ましい。

なお、市町村は、地域支援事業の一つである福祉用具・住宅改修支援事業として相談、助言等の事業、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費を助成する事業を行うことが可能である。

(2) 事業者に係る情報提供

被保険者が住宅改修の事業者を適切に選択できるよう、市町村は住宅改修の事業者に関する情報を提供することが重要である。特に、高齢者の住宅改修は一般の住宅改修と異なり、高齢者の心身の状況等を勘案すること、要介護状態の変化にも適切に対応していくこと等が求められるため、事業者に関し、高齢者の住宅改修の実績や、アフターサービスの方針等の情報についても提供するよう留意することとされたい。

(3) 事業者等に対する研修事業の実施

適切な住宅改修が行えるよう、住宅改修の事業者の育成も重要であり、関係機関、関係団体等の協力を得て、都道府県又は市町村が研修事業を行うことが望ましい。

(4) 事業者に対する質問・検査等

市町村は、住宅改修の支給に関して必要であると認めるときは、法第45条第8項、法第57条8項の規定に

より、住宅改修を行う者又は住宅改修を行った者に対して、報告、帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、関係者への出頭を求め、又は事業所へ立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができることとされている。

5 市町村における介護保険とは別の住宅改修に関する助成制度

一部の市町村においては、法施行前から住宅改修について助成事業が行われているところであるが、法施行後も、法における住宅改修費の支給対象外の工事及びその費用が支給限度基準額を超えて行われる工事について、助成を行うことは可能である。

ただし、法に基づく住宅改修費の支給対象となる住宅改修を助成対象とする場合、法に基づく住宅改修費の支給を確実に優先させるためには、これを超える分について地方公共団体の単独事業として助成する旨の調整規定を、当該事業の根拠である条例等に盛り込むことが必要である。

(別紙1)

住宅改修の支給可能額算定の例外に係る取扱いに関する解説

(1) 要介護等状態区分を基準として定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合

例外 1

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として次表に定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に、再度、20万円まで支給可能（以下「3段階リセットの例外」という。）

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2 又は 要介護1
第一段階	要支援1 又は 経過的要介護 旧要支援

- ・したがって、要支援1から要介護2となった場合、要介護等状態区分は3段階上がるものの、「介護の必要の程度」の段階は2段階しか上がっておらず、3段階リセットの例外は適用されない。
- ・「介護の必要の程度」の段階は3段階以上上がっても自動的に3段階リセットの例外が適用されるのではなく、その時点で住宅改修を行わない場合は適用されない。
- ・3段階リセットの例外が適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があってもリセットされ、支給限度額は20万円となり、支給限度額管理もリセット後のみで行われる。
- ・3段階リセットの例外は一の被保険者につき1回しか適用されない。
- ・ただし転居した場合（例外2参照）は、転居後の住宅改修に着目し3段階リセットの例外が適用される。

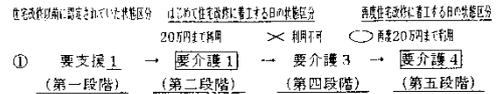
初めて住宅改修に着工した日の要介護等状態区分を基準として、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合（次の14通り）は再度20万円まで住宅改修費が支給可能となる。

旧要支援	→	要介護3
	→	要介護4
	→	要介護5
要支援1	→	要介護3
	→	要介護4
	→	要介護5

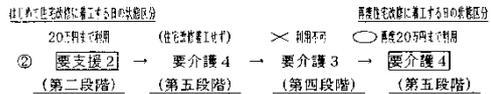
要支援2	→	要介護4
	→	要介護5
経過的要介護	→	要介護3
	→	要介護4
	→	要介護5
要介護1	→	要介護4
	→	要介護5
要介護2	→	要介護5

ただし、この3段階以上というのは、着工日の要介護等状態区分を比較するものであり、その他の要介護等状態区分の履歴は関係ないことに留意されたい。

したがって、①初めて認定された要介護等状態区分、例えば、要支援1と認定されたもののその時点では住宅改修を行わず、要介護1となってから初めて住宅改修を行った場合は、要介護1を基準として「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に再度20万円まで支給が可能となる。

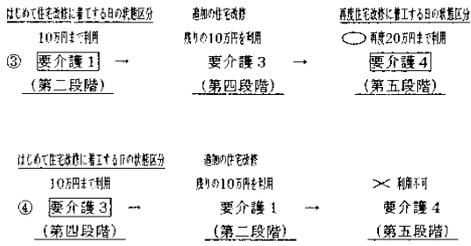


一方、②要支援2のときに初めて住宅改修に着工し、その後要介護4の認定を受けたもののこの時点では再度の住宅改修を行わず、後に要介護3と変更された場合には、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上という要件を満たしていないため3段階リセットの例外は適用されない。この場合、再び要介護4又は要介護5の認定がなされれば、再度20万円まで支給が可能となる。

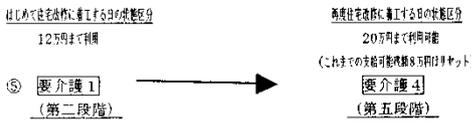


さらに、③要介護1の時に初めて住宅改修に着工して10万円の住宅改修費の支給を受け、その後要介護3の時点でも10万円の住宅改修費の支給を受けた場合であっても、要介護4となった場合、初めて住宅改修を行った要介護1を基準として「介護の必要の程度」の段階が3段階上がっているため、再度20万円までの支給が可能となるが、逆に④要介護3の時に初めて住宅改修に着工し10万円の住宅改修費の支給を受け、その後要介護1の時点で10万円の住宅改修費の支給を受けた場合は、初めて住宅改修を行った要介護3が

基準となるので、要介護4となった場合でも再度の住宅改修費の支給はできないこととなる。



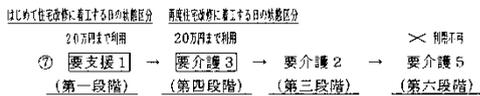
また、以前の住宅改修で20万円まで支給を受けておらず支給可能残額があっても、支給可能残額はリセットされ、再度の住宅改修の支給限度額は20万円となる。したがって、⑤要介護1の時に12万円の支給を受け、その後要介護4で住宅改修を行った場合は、支給可能残額の8万円はリセットされることとなり、20万円が支給限度額となる。



ひとたび3段階リセットの例外が適用されると、その後の要介護等状態区分の変化にかかわらずリセット後で支給限度額管理がなされる。⑥要介護1の時に12万円の住宅改修を行い、その後要介護4で15万円の再度の住宅改修を行った場合、さらにその後要介護3となっても支給限度額管理はリセット後で行われるため5万円までの住宅改修費の支給が可能となる。なお、要介護1のときの支給可能残額8万円はすでにリセットされており、復活することはない。



3段階リセットの例外は、一の被保険者につき1回限りであり、⑦再び「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がっても適用されない。

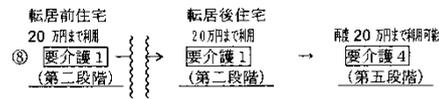


(2) 転居した場合

例外2

- ・転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について20万円まで支給可能（以下「転居リセットの例外」という。）
- ・3段階リセットの例外は転居後の住宅のみに着目して適用（転居リセットの例外が優先）
- ・転居前の住宅に再び転居した場合は転居前住宅に係る支給状況が復活

転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況のいかんにかかわらず、転居後の住宅について20万円まで住宅改修費の支給が可能となる。また、⑧3段階リセットの例外も転居後の住居について初めて住宅改修に着手する日の要介護等状態区分を基準とする。



さらに、⑨転居前の住宅に再び戻った場合は転居前住宅に係る支給状況が復活し、転居リセットはなかったものとして取り扱うこととなり、したがって、3段階リセットの例外で基準となる要介護等状態区分も過去のものが適用されることとなる。



○「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について

(平成21年4月10日 老振発第0410001号)

(各都道府県介護保険主管部(局)長あて厚生労働省老健局振興課長通知)

今般、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目の一部を改正する件」(平成21年3月13日厚生労働省告示第84号)が公布されたこと及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱

いについて」（平成12年1月31日老企第34号。以下「解釈通知」という。）の一部改正が行われたこと並びに平成20年10月8日及び21日に開催された「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」（以下「検討会」という。）における議論を踏まえ、福祉用具等の範囲についても整理を行ったことに伴い、本年4月1日から取扱いが変更される点及び留意事項等は別添のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

（別添）

第1 改正に伴う変更点及び留意事項等について

1 体位変換器

「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」（平成11年3月31日厚生省告示第93号。以下「貸与告示」という。）第6項に掲げる「体位変換器」については、解釈通知において、仰臥位から側臥位への体位の変換を行うことができるもののみを給付対象としてきたところであるが、今般、解釈通知の改正により、仰臥位から座位への体位の変換を行えるものを給付対象に含めることとしたものである。ただし、安全性の確保のため、転落等が予想されるベッド上での使用や、当該福祉用具が設計上想定しない場面での使用は行わない等の留意が必要である。

2 移動用リフト（つり具の部分を除く。）

貸与告示第12項に掲げる「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」の床走行式については、解釈通知において、「床を移動し」としていたことから、水平方向、上下方向に移動するもののみを給付対象としてきたところであるが、今般、解釈通知を「床又は階段等を移動し」と改正したことにより、階段等の斜め方向に移動できるもの（以下「階段移動用リフト」という。）を給付対象に含めることとしたものである。ただし、階段移動用リフトについては、転落等の事故の防止に留意しなければならないこと及び使用にあたっては主に利用者の家族、訪問介護員等（以下「利用者の家族等」という。）によって操作されることが想定されるため、利用者の家族等によって安全に使用されなければならないことから、階段移動用リフトを指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与等」という。）として提供する場合には、次に掲げる手続き等を経ること。

（1）指定福祉用具貸与等の提供を行おうとする福祉用具専門相談員が、階段移動用リフトの

製造事業者等が実施している講習を受講し、かつ、当該講習の課程を修了した旨の証明を受けていること。

（2）福祉用具専門相談員が、サービス担当者会議等を通じて、利用者の家族等に対し、利用者の家族等の心身の状況及びその置かれている環境に照らして、階段移動用リフトの適切な使用のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じていること。

（3）福祉用具専門相談員は、介護支援専門員又は担当職員（以下「介護支援専門員等」という。）が居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に指定福祉用具貸与等として階段移動用リフトを位置付ける場合にあつては、当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項等について十分な説明を利用者の家族等に行った上で、実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行い、専門的な見地から安全性に十分に配慮してその要否を判断し、責任をもって提供を行うこと。

（4）指定福祉用具貸与事業所等は、階段移動用リフトの見やすい場所に使用に当たっての留意事項等を掲示し、利用者の家族等に対し、安全性に関する情報の提供を行うこと。

なお、車いすに装着等することにより一体的に使用するもので、車いす付属品として同様の機能を有するものについても、安全性の確保について同様に留意する必要がある。

3 特殊尿器

「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」（平成11年3月31日厚生省告示第94号。以下「販売告示」という。）第2項に掲げる「特殊尿器」については、解釈通知において、尿が自動的に吸引されるもののみを給付対象としてきたところであるが、今般、便が自動的に吸引されるものについても給付対象に含めることとしたものである。

また、便が自動的に吸引されるものは、衛生性が確保されたものを使用するよう留意が必要である。

なお、便が自動的に吸引されるものについては、利用者が継続して使用し続けることで、かえって利用者の有する能力に応じ自立した日常生活が営めなくなる場合や、廃用症候群が生じる場合も

想定される。このため、居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費を算定できる場合は、次のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 特殊尿器（便が自動的に吸引されるもの）が必要と判断される者であること
次の①のア、イのいずれか又は②のア、イのいずれかに該当する者とする。
 - ① 利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援を受けている場合
 - ア 「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成12年3月24日厚生省告示第91号）別表第一の調査票（以下「調査票」という。）のうち調査項目「2-1 移乗」及び「2-6 排便」の直近の結果を用い「全介助」である者
利用者の調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認できる部分並びに基本調査の回答で当該利用者の状態像の確認が必要な部分）の内容が確認できる文書で判断すること。
 - イ 医師の医学的な所見及びサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントに基づき、当該福祉用具が必要と判断された者
介護支援専門員等は、医師に対し、当該福祉用具の使用の必要性について、意見を求めることとする。
なお、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書によるもののほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見でも差し支えない。
 - ② 利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援を受けていない場合
 - ア ①のアに同じ
 - イ 医師の医学的な所見に基づき、当該特殊尿器の使用が必要であると判断された者
当該医師の医学的な所見については、主治医意見書又は医師の診断書とする。
- (2) 市町村が当該福祉用具の必要性を確認できる場合であること
利用者は、(1)に掲げるいずれかの書面を介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）第71条第1項及び第90条第1項に掲げる申請書に添付しなければならない。

4 入浴補助用具

販売告示第三項に掲げる「入浴補助用具」については、入浴に際しての補助を行えるものを対象としているところであるが、今般、身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができる入浴用介助ベルトについても給付対象に含めることとしたものである。

第2 保険給付の対象となる福祉用具等の範囲の整理について

1 認知症老人徘徊感知機器

貸与告示第11項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」については、解釈通知において、「屋外へ出ようとした時又は屋内のある地点を通過したときに家族、隣人等へ通報するもの」を対象としているところであるが、今般、検討会での議論を踏まえ、「ベッドや布団等を離れた時に通報する」ものについても、「屋内のある地点を通過した時に」の解釈に含まれ、給付対象であることと整理したものである。

2 引き戸等への扉の取替え

「厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類」（平成11年3月31日厚生省告示第95号）第四号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」については、従来、扉位置の変更等を含め扉の取替えとしてきたところであるが、検討会での議論を踏まえ、引き戸等の新設により、扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合もあることから、その場合に限り「引き戸等の新設」は「引き戸等への扉の取替え」に含まれ、給付対象であることと整理したものである。

書 式 例

(別紙2)

住宅改修が必要な理由書

(P1)

<基本情報>

被保険者番号	明治 大正 昭和	生年月日	年齢	性別	性別	要介護
被保険者氏名	要支援	1・2	要介護認定 (該当に○)	1・2・3・4・5		
住所	経過的・1・2・3・4・5					

作成者	現地確認日	平成 年 月 日	作成日	平成 年 月 日
所属事業所 (作成者が介護支援専門員でないとき)				
氏名				
連絡先				

保険者	平成 年 月 日	評価欄
氏名		

<総合的状況>

利用者の身体状況	福祉用具の利用状況と		
	住宅改修後の想定	改修前	
介護状況		●車いす <input type="checkbox"/>	改修後 <input type="checkbox"/>
		●特殊寝台 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	●床ずれ防止用具 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	●体位変換器 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	●手すり <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	●スロープ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	●歩行器 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	●歩行補助つえ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	●認知症老人徘徊感知機器 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	●移動用リフト <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	●腰掛便座 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	●特殊尿器 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	●入浴補助用具 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	●簡易浴槽 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	●その他 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	

住宅改修が必要な理由書

(P2)

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

活動	①改善をしようとしている生活動作 →で困っている)を記入してください	②①の具体的な困難な状況(…)を記入してください	③改修目的・期待効果を子エックした上で、改修の方針(…)を記入してください	④改修項目(改修箇所)
排泄	<input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 便器からの立ち座り(移乗を含む) <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> できなかつたことのできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> できなかつたことのできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け () () () () () <input type="checkbox"/> 段差の解消 () () () <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え () () <input type="checkbox"/> 便器の取替え () () <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 () () <input type="checkbox"/> その他 () () ()
入浴	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 浴室内での移動(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む) <input type="checkbox"/> 浴槽の出入(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> できなかつたことのできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> できなかつたことのできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> できなかつたことのできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> できなかつたことのできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()
その他の活動				

工事費内訳書の記入上の注意

1. 内訳書の項目について

部屋名、部位、工事名称、内容（仕様）、単価、数量等は最低限区分して記載します。

2. 材料費、施工費、諸経費を区分し、材工一式の表示は、材工を区分するのが困難な場合を除いて、できる限り避けます。

3. 支給対象となる住宅改修に係る材料（手すり、床材、便器等）については、その仕様を明記します。

内訳書 悪い例

材・工1式の表示の多用は、材料の仕様・対象範囲等が不明確となるので不適当。

部屋名	部 分	名 称	内 容（仕 様）	対 象 部 分			備 考
				数量	単価	金 額	
1階洋室		手すり設置工事		1	式	〇〇〇〇	
		その他関連工事				〇〇〇〇	
		1階洋室計				△△△△	
1階和室・DK		床フローリング張り			式	□□□□	付帯工事一式を含む
		1階和室・DK計				△△△△	
		小 計				□□□□	
		諸 経 費		〇	%	△△△	
		合 計				□□□□	
		消 費 税		5	%	〇〇〇	
		総 合 計				△△△△	

内訳書 参考書式 A-1

全ての工事の内訳

- 給付申請に係る部品については、材料費（仕様を明記する）と施工賃を適切に区分する。
- 材料名などは専門用語を選び、誰にでも分かりやすい表記にする（例：PB⇒石膏ボード、SUS⇒ステンレスなど）。

介護保険対象部分を明示する
(別紙に抜き出しても可)

対象部分を抽出する場合は、
その工事範囲を明示する。

部屋名	部分	名称	内容(仕様)	数量	単価	金額	対象部分		住宅改修の種類	算出根拠
							数量	金額		
1階洋室	壁	既存壁撤去	石膏ボード厚12mm撤去	△ m ²	△△	△△△△	○	m ² 0000 (1)	(1)	手すり設置に係る対象部分をO㎡で算出
		下地補強および壁仕上げ	石膏ボード厚12mm、クロス貼り	□	□□	□□□□	○	m ² 0000 (1)	(1)	同上
		手すり	木製(金具ステンレス製)	○	○○○	○○○○	○	m 0000 (1)	(1)	
		同取り付け工賃		○	○○○	○○○○	○	0000 (1)	(1)	
		1階洋室計			○○○○			△△△△ (1)		
1階和室・DK		既存壁・床撤去		1	式	△△△△	1	式 0000 (3)	(3)	対象(床)部分を大工手間比率2/3で按分
	床	フローリング張り	ナラ材厚13mm下地および木製巾木h=60共	□	□□	□□□□	□	m ² □□□□ (3)	(3)	
	壁	月桃紙	軸組み、下地(石膏ボード12mm)、	○	○○	○○○○				
	天井	木質ボード張り	○製厚9mm、下地、回り縁共	○	○○	○○○○				
	家具・雑	カウンター収納棚	w=1800 h=900							
			両開き扉 ナラ突板フラッシュ、金物OS塗装共	○	○○	○○○○				
		1階和室・DK計				○○○○			△△△△ (3)	
		小計				○○○○			□□□□	
		諸経費		○	%	○○○	○	%	△△△	
		合計				○○○○			□□□□	
		消費税		5	%	○○○	5	%	○○○	
		総合計				○○○○			△△△△	

対象範囲を明示するのが困難な項目については按分をして、その根拠を示す。

住宅改修の種類を明示する。

内訳書 参考書式 A-2

部屋名	部分	名称	内容(仕様)	数量	単価	金額	対象部分		住宅改修の種類	算出根拠
							数量	金額		
1階トイレ増築部	撤去	既存壁及び和式便器、床(タイル)撤去		1 式		0000	1 式	□□□□	(3)(5)	便器床部分を1/3で按分
	基礎	布基礎		0 m	000	0000				
	木工事	新設壁、土台および根太など	構造材土台(桧)、下地材含む	0 m ²	000	0000				
	屋根工事	屋根葺、雨樋共	ガルバリウム鋼板	0 m ²	000	0000				
	金属製建具	アルミ引き違い窓	w1200×h900	1	000	0000				
	外壁	合板12mmの上、通気胴ぶち、サイディング		0 m ²	000	0000				
	内装・壁	壁・天井:石膏ボード12mmの上クロス張り		0 m ²	000	0000				
	内装・床	床:CF(クッションフロア)貼り	合板 厚12mm下地共	0 m ²	000	0000	0 m ²	0000	(3)	
	便器	洋式便器(暖房便座付き)	〇〇製 ABC-defg1234	1	000	0000	1	0000	(5)	
	給排水工事	便器取付け工賃		1 式		0000	1 式	0000	(5)	
		配管等		0 m	000	0000	0 m	0000	(5)	
		小計				0000		0000		
		諸経費		0 %		000		△△△		
		合計				0000		□□□□		
		消費税		5 %		000		△△△		
		総合計				0000		△△△△		

対象部分の総合計
(総合計が申請額以上
であればよい)

内訳書 参考書式 B-1

内訳書参考書式A-1、A-2が工事費の内訳書から右欄に対象部分を抜き出して併記したものであるのに対し、参考書式B-1、B-2は対象部分のみを抜き出して別に作成したもの。(法令書式等に手書きする場合は、併記は困難なため、こちらの書式を申請用にもよい)

部屋名	部分	名称	内容(仕様)	対象部分			住宅改修の種類	算出根拠
				数量	単価	金額		
1階洋室	壁	既存壁撤去	石膏ボード厚12mm撤去	0	㎡	△△	〇〇〇〇(1)	手すり設置に係る対象部分を〇㎡で算出
		下地補強および壁仕上げ	石膏ボード厚12mm、クロス貼り	0	㎡	□□	〇〇〇〇(1)	同上
	手すり	手すり	木製(金具ステンレス製)	0	m	〇〇〇	〇〇〇〇(1)	
		同取り付け工賃		0		〇〇〇	〇〇〇〇(1)	
		1階洋室計					△△△△(1)	
1階和室・DK		既存壁・床撤去		1	式		〇〇〇〇(3)	対象(床)部分を大工手間比率2/3で按分
	床	フローリング張り	ナラ材厚13mm下地および木製巾木h=60共	□	㎡	□□	□□□□(3)	
		1階和室・DK計					△△△△(3)	
		小計					□□□□	
		諸経費		0	%		△△△	
		合計					□□□□	
		消費税		5	%		〇〇〇	
		総合計					△△△△	

内訳書 参考書式 B-2

部屋名	部分	名称	内容(仕様)	対象部分			住宅改修の種類	算出根拠
				数量	単価	金額		
1階トイレ増築部	撤去	既存壁及び和式便器、床(タイル)撤去		1	式	□□□□	(3)(5)	便器床部分を1/3で按分
	内装・床	床:CF(クッションフロア)貼り	合板 t=12mm下地共	○	m ²	○○○	(3)	
	便器	洋式便器(暖房便座付き)	○○製 ABC-defg1234	1		○○○	(5)	
		便器取付け工賃		1	式	○○○	(5)	
	給排水工事	配管等		○	m	○○○	(5)	
		小計				○○○		
		諸経費		○	%	△△△		
		合計				□□□□		
		消費税				△△△		
		総合計				△△△△		

年 月 日

住宅改修の承諾についてのお願い

(賃貸人)

住 所
氏 名

殿

(賃借人)

住 所
氏 名

印

私が賃借している下記（1）の住宅の住宅改修を、別紙「介護保険住宅改修費支給申請書」の通り行いたいので、承諾願います。

記

(1) 住 宅	名 称	
	所 在 地	
	住戸番号	
(2) 住宅改修の概要	個所・部位	内容

承 諾 書

上記について、承諾いたします。

(なお、

)

年 月 日

(賃貸人)

住 所
氏 名

印

[注]

- 賃借人は、本承諾書の点線から上の部分を記載し、賃貸人に2通提出してください。賃貸人は、承諾する場合には本承諾書の点線から下の部分を記載し、1通を賃借人に返還し、1通を保管してください。
- (1)の欄は、契約書頭書を参考にして記載してください。
- 承諾に当たっての確認事項等があれば、「なお、」の後に記載してください。

年 月 日

住宅改修の承諾書

(住宅所有者)

住 所

氏 名

印

私は、下記表示の住宅に、 _____ が

別紙「介護保険住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行うことを承諾いたします。

住宅改修を行う住宅（所在地）

■この書籍の内容に変更等があった場合は、次のホームページに掲載します。

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター <http://www.chord.or.jp/>

介護保険における住宅改修・実務解説

平成12年4月	初版発行	平成21年6月	第6版発行
平成12年8月	第2版発行	平成25年5月	第7版発行
平成13年1月	第3版発行	平成27年6月	第8版発行
平成15年5月	第4版発行	平成29年7月	第9版発行
平成18年5月	第5版発行	平成30年5月	第10版発行

編集・発行 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター
〒102-0073
東京都千代田区九段北 4-1-7 九段センタービル 3階
TEL 03-3261-4567 FAX 03-3261-9357

印刷 株式会社 かいせい

無断転載を禁じます